

平成 2 8 年
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 1 回)

東 京 都 監 査 委 員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成25年行政監査（東京都における災害対策～発災直後における組織体制の機能維持について～）、平成26年財政援助団体等監査、平成26年行政監査（債権管理について）、平成27年定例監査、平成27年工事監査、平成27年財政援助団体等監査及び平成27年行政監査（庁舎及び都民利用施設における都民サービスについて）の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので公表する。

平成28年6月1日

東京都監査委員	山	加	朱	美
同	吉	倉	正	美
同	友	渕	宗	治
同	筆	谷		勇
同	岩	田	喜	美枝

目 次

第1 措置の概要	1
第2 通知の内容	
措置通知一覧	8
平成25年行政監査（東京都における災害対策～発災直後における組織体制の機能維持について～）	13
平成26年財政援助団体等監査	14
平成26年行政監査（債権管理について）	18
平成27年定例監査	19
平成27年工事監査	37
平成27年財政援助団体等監査	54
平成27年行政監査（庁舎及び都民利用施設における都民サービスについて）	76

第1 措置の概要

監査委員は、地方自治法第199条第12項に基づき、指摘事項、意見・要望事項について、年に2回、知事等執行機関が講じた措置の通知（以下「措置通知」という。）を受けている。

今回は、表1のとおり、124件（指摘：117件、意見・要望：7件）の措置通知を受け、対象となる監査において指摘等をした356件のうち、313件（87.9%）が改善済みとなった。残る43件については、執行部所において改善の取組途上、又は改善策を検討中である。

なお、今回通知の監査種別ごとの措置区分別件数は表2のとおりである。

（表1）措置状況

（単位：件、%）

年	監査種別	監査実施期 間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善率 (B+C)/A×100	改善中 A-(B+C)
合 計			指 摘	332	182	117	90.1	33
			意見・要望	24	7	7	58.3	10
			計	356	189	124	87.9	43
24	行政監査 (土地及び建物の運用・管理について)	平成24.9.18 ～ 平成25.1.31	指 摘	16	14	—	87.5	2
			意見・要望	—	—	—	—	—
			計	16	14	—	87.5	2
25	行政監査 (東京都における災害対策～発災直後における組織体制の機能維持について～)	平成25.9.19 ～ 平成26.1.30	指 摘	15	14	1	100	0
			意見・要望	—	—	—	—	—
			計	15	14	1	100	0
26	財政援助団体等監査	平成26.9.11 ～ 平成27.1.29	指 摘	63	60	2	98.4	1
			意見・要望	6	4	2	100	0
			計	69	64	4	98.6	1
	行政監査 (債権管理について)	平成26.9.16 ～ 平成27.1.29	指 摘	11	10	1	100	0
			意見・要望	—	—	—	—	—
			計	11	10	1	100	0
27	定例監査 (平成26年度執行分)	平成27.1.9 ～ 平成27.9.2	指 摘	111	84	23	96.4	4
			意見・要望	4	3	1	100	0
			計	115	87	24	96.5	4
	工事監査	平成27.1.16 ～ 平成28.1.13	指 摘	36	—	31	86.1	5
			意見・要望	1	—	1	100	0
			計	37	—	32	86.5	5
	財政援助団体等監査	平成27.9.4 ～ 平成28.2.4	指 摘	56	—	46	82.1	10
			意見・要望	2	—	1	50.0	1
			計	58	—	47	81.0	11
	行政監査 (庁舎及び都民利用施設における都民サービスについて)	平成27.9.25 ～ 平成28.2.4	指 摘	24	—	13	54.2	11
			意見・要望	11	—	2	18.2	9
			計	35	—	15	42.9	20

(表2) 監査種別ごとの措置区分別件数

(単位：件)

措置区分		監査種別		27年				計	
		25年	26年	行政	財援	行政	定例		工事
1 是正・改善措置	A 返還・戻入等	—	1	—	—	2	15	—	18
		—	1	—	—	2	15	—	18
	B 土地・建物等 資産管理	1	1	—	—	—	6	1	9
		1	1	—	—	—	6	1	9
	C 会計処理	—	—	—	—	—	2	—	2
		—	—	—	—	—	5	—	5
	D 事務処理等	—	2	1	5	1	3	14	26
		—	2	1	5	1	3	15	27
小計	1	4	1	5	3	26	15	55	
	1	4	1	5	3	29	16	59	
2 再発防止の取組	A 要綱等の制定 ・改正	—	—	—	9	1	5	—	15
		—	—	—	9	1	8	—	18
	B 契約・仕様等の 見直し	—	—	—	7	6	6	—	19
		—	—	—	9	6	11	2	28
	C ルール・体制の 改善	—	—	—	2	20	6	—	28
		—	2	1	5	24	13	5	50
	D 研修等の実施	—	—	—	1	2	4	—	7
		—	—	—	10	32	20	1	63
小計	—	—	—	19	29	21	—	69	
	—	2	1	33	63	52	8	159	
合計	1	4	1	24	32	47	15	124	
	1	6	2	38	66	81	24	218	

(注1) 措置区分の具体的事項は、別注のとおり

(注2) 上段(網掛あり)：措置区分のうち主なものを1つ選定した場合の数値

下段(網掛なし)：措置区分が複数含まれるものを全て選定した場合の数値

(別注) 措置区分の具体的事項

措置区分	事 項
1 是正・改善措置	
A 返還・戻入等	<p>過大に交付した補助金・支出した契約代金等が返還されたもの (事例P. 4)</p> <p>過大な契約代金を契約変更により減額したもの(事例P. 5)</p> <p>都税・使用料等の債権を追加徴収したもの</p>
B 土地・建物等 資産管理	<p>土地・建物等の管理状況を改善したもの</p> <p>土地・建物や物品等の占有・使用許可手続を是正したもの</p> <p>建物・工作物・設備・物品等を修理・交換したもの(事例P. 5)</p>
C 会計処理	<p>決算関係書類の計数を修正したもの</p> <p>財産に関する調書への登載誤りを修正したもの</p> <p>年度を誤って歳出処理したものを是正したもの</p>
D 事務処理等	<p>法令等に基づいた事務手続に是正したもの</p> <p>契約中の工事や事業内容を、要綱等に基づき是正したもの</p> <p>マニュアル等に基づいた債権管理を行うよう是正したものの 事務処理等をより効果的・効率的な内容に改善したもの (事例P. 6)</p>
2 再発防止の取組	
A 要綱等の制定 ・改正	<p>要綱・基準等を新たに制定したもの</p> <p>要綱・基準等を現状に即した内容に改正したもの</p> <p>事務処理のマニュアル等を作成したもの(事例P. 7)</p>
B 契約・仕様等の 見直し	<p>同一・類似の事務事業について、契約等の方法を改めたもの (事例P. 7)</p> <p>特記仕様書等への記載事項を見直したもの</p> <p>報告書等の様式を改めたもの</p>
C ルール・体制の 構築	<p>事務処理ルールを改善、もしくは新たに構築したもの</p> <p>委員会・PT等を新たに設置したもの</p> <p>情報共有、チェック機能を強化したもの</p>
D 研修等の実施	<p>関係職員を対象に研修を実施したもの</p> <p>関係職員を既存の研修に参加させたもの</p> <p>会議等を開催し、再発防止策を周知徹底したもの</p>

1 是正・改善措置

A 返還・戻入等

○ 学校法人に対して過大に交付した補助金が返還されたもの

平成27年財政援助団体等監査 No. 68 (P. 56)

指摘の概要

生活文化局は、私立学校を運営する学校法人に対して、本務教員人件費支出等を補助対象経費として補助金を交付している。

このうち、補助対象の幼稚園を運営する学校法人について、幼稚園教諭1名の教員免許状の有効期限を更新しておらず、本務教員としての要件を満たしていない事例が認められた。この結果、平成25年度及び平成26年度で、補助金が合計109万余円過大に交付されていたため、その返還を求めた。

措置の概要

生活文化局は、過大に交付した補助金109万余円について、当該学校法人から返還を受けた。

また、補助金の交付に係る審査を適正に行うことについて所管部署内で周知徹底し、対応の再確認を行った。

○ 社会福祉法人等に対して過大に交付した補助金が返還されたもの

平成27年財政援助団体等監査 No. 87～95 (P. 66～67)

指摘の概要

福祉保健局は、社会福祉施設を運営する社会福祉法人等に対して、運営等に要する費用の一部を補助している。

このうち、7法人9施設に交付した補助金を見たところ、法人の努力・実績に応じてポイントを加算する項目について、要件を満たしていないものをポイント数として算定するなど、合計438万円が過大に交付されていたため、補助金の返還を求めた。

措置の概要

福祉保健局は、過大に交付した補助金438万円について、7法人から返還を受けた。

○ 公園整備工事における過大な契約代金を契約変更により減額したもの

平成27年工事監査 No. 45 (P. 44)

指摘の概要

港湾局は、シンボルプロムナード公園のウエストプロムナードにおいて、高木の植栽、園路等の整備工事を行った。

このうち、公園灯用ハンドホールの積算について、局積算基準の施工単価にはハンドホール蓋の材料費が含まれているにもかかわらず、この分を加えて計上し単価設定した結果、積算額約140万円が過大なものとなっていたため、是正を求めた。

措置の概要

港湾局は、工事監査指摘事例集に本件を追記することで、今後の積算時にチェックを行えるようにするとともに、工務係長会を開催し、局内に周知徹底を図った。

工事を行った臨海開発部は、材料費の過大積算分について契約変更を行い、減額対応し是正した。

B 土地・建物等資産管理

○ 建設事務所に道路施設警報監視システム用の非常用発電機を設置したもの

平成25年行政監査 No. 1 (P. 13)

指摘の概要

建設局では、道路施設の異常の有無を常時監視するために「道路施設警報監視システム」を整備しているが、第三建設事務所、南多摩東部建設事務所、南多摩西部建設事務所、北多摩南部建設事務所において、当該システム用の非常用発電機が設置されていなかった。よって、震災等による長期の停電状態にあっても当該システムを正常に稼働させられるよう、非常用発電機を設置するよう求めた。

措置の概要

第三建設事務所、南多摩東部建設事務所、北多摩南部建設事務所においては、平成27年度に庁舎用発電機への接続工事を完了した。また、南多摩西部建設事務所においては、平成31年度から始まる庁舎改修で非常用発電機が設置される予定であり、それまでの対応として仮設発電機を購入し、配備した。

D 事務処理等

○ 権限を有しない者が閲覧できないよう情報管理体制を整備したもの

平成27年定例監査 No. 8 (P. 20)

指摘の概要

都市整備局において、工事の積算内容が記録された電子ファイルの管理状況を確認したところ、都営住宅経営部、東部住宅建設事務所及び西部住宅建設事務所では、当該電子ファイルにパスワードを設定していないなど、決定に関与しない者が工事の積算内容を閲覧できる状態となっていたため、各部所及び工事契約に係る価格情報管理を統括する総務部に是正を求めた。

措置の概要

総務部より各部所に情報管理の徹底を周知し、各部所では、電子ファイルへのパスワード設定や積算のために使用するシステムの改修を行い、工事の積算内容について、権限を有しない者が閲覧できないよう、適切な情報管理体制を整備した。

○ 都庁舎の改修工事に合わせた正確な情報をホームページ等で提供したもの

平成27年行政監査 No. 110 (P. 76)

指摘の概要

財務局は、都庁舎の全面的な改修工事を順次行い、ユニバーサルデザインの考えに基づいた設備更新等を進めているが、車椅子利用者用トイレ、オストメイト対応設備、ベビーベッド及びベビーチェアについて、都庁見学案内のホームページと現況とで異なっているなどの状況が見受けられたため、改善を求めた。

措置の概要

財務局は、都庁舎改修の進捗状況を踏まえ、正確な情報を記載した東京都庁バリアフリーマップ（英語併記）を速やかにホームページに掲載するとともに、受付案内でも配布している。

引き続き、来庁者への丁寧かつ的確な案内を実施するとともに、改修の進捗に合わせて、迅速かつ適切に情報を提供していく。

2 再発防止の取組

A 要綱等の制定・改正

○ 料金機故障時等における具体的な事務手続を新たに定めたもの

平成27年定例監査 No. 22～24 (P. 31～33)

指摘の概要

交通局が行うバス事業において、料金機の故障により取り出した現金の取扱い並びに料金機修理等における車両整備日報への記載事項及びつり銭準備金の取扱いについて具体的に定めていないことにより、各自動車営業所で事務手続が異なっているなどの事例が見受けられたので、これらについて具体的に定めるよう求めた。

措置の概要

バス事業を統括する自動車部は、車両の保守における要領「整備管理マニュアル」の改正PTを立ち上げた。このPTの検討により、料金機作業に伴う、現金取扱い時の遵守事項、整備日報の記録方法、つり銭準備金の金額確認方法などを具体的に定めた改訂「整備管理マニュアル」を平成28年2月1日に施行し、以後はこれに基づき、各自動車営業所で適正に事務処理を行っている。

B 契約・仕様等の見直し

○ 汚泥処理について許可を受けた業者と委託契約を締結したもの

平成27年工事監査 No. 37 (P. 40)

指摘の概要

汚泥の処理は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分し、排出事業者はそれぞれ許可を受けた業者に委託しなければならない。

しかしながら、産業労働局が所管する東京障害者職業能力開発校は、一般廃棄物であるし尿を産業廃棄物と一緒に処分し、また、許可を受けた業者に別に委託せず、校舎の建物管理業務委託の業者に行わせていたため、適正に行うよう求めた。

措置の概要

産業労働局は、局契約事務担当者会議及び局実務研修を開催し、局内の契約事務担当者に対して、廃棄物処理を適正に行うよう周知徹底した。

東京障害者職業能力開発校は、平成27年度より、建物管理業務委託とは別に、一般廃棄物と産業廃棄物それぞれの許可業者と汚泥処理委託契約を締結している。

第2 通知の内容

監査結果に基づき、今回、知事等から受けた措置通知の一覧は表3のとおりであり、表3の頁欄記載のページに、監査結果の要約及び講じた措置の概要を掲載している。

なお、表3の措置区分欄は、3ページ別注の番号記号に対応しており、措置区分のうち主なものには◎を、その他、該当するものには○を付けている。

また、措置区分が2（再発防止の取組）にのみ該当するものについては、指摘事項、意見・要望事項に係る契約等は既に終了しているため、今後、同一、もしくは類似の事業、工事等を実施する際の再発防止策を講じたものである。

(表3) 措置通知一覧

番号	対象局(団体)	事項	措置区分								頁
			1				2				
			A	B	C	D	A	B	C	D	
平成25年行政監査(東京都における災害対策～発災直後における組織体制の機能維持について～)											
【指摘事項】											
1	建設局	道路施設警報監視システム用の非常用発電機を設置すべきもの	◎								13
平成26年財政援助団体等監査											
【指摘事項】											
2	建設局((公財)東京都公園協会)	自動販売機設置に係る設置許可を適正に行うべきもの		◎					○		14
3	警視庁((公財)暴力団追放運動推進都民センター)	旅行命令及び旅費の支給に係る手続を適正に行うべきもの	◎						○		15
【意見・要望事項】											
4	生活文化局((公財)東京都私学財団)	私立学校への固定金利適用の融資における繰上償還に係る条件について				◎					16
5	建設局((公財)東京都公園協会)	公園と公園駐車場の管理のあり方について検討すべきもの				◎					17
平成26年行政監査(債権管理について)											
【指摘事項】											
6	福祉保健局	借受人・連帯借受人・連帯保証人への催告を適正に行うべきもの				◎			○		18
平成27年定例監査											
【指摘事項】											
7	財務局	単価契約の見込数量を適切に算定すべきもの							◎		19
8	都市整備局	工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの				◎				○	20
9	都市整備局	単価契約の指示及び検査を適正に行うべきもの						◎		○	21
10	都市整備局	単価契約の積算を適切に行うべきもの							◎	○	22
11	都市整備局	測量委託の適正な執行に係る内部牽制・統制が有効に機能する仕組みを構築すべきもの					◎			○	23
12	都市整備局	補償説明業務委託に係る完了検査を適正に行うべきもの						◎		○	23
13	都市整備局	印刷請負契約を計画的に行うべきもの							◎	○	24
14	都市整備局	建築物実態調査に係る事務手続を適正に行うべきもの								◎	25

番号	対象局（団体）	事項	措置区分								頁
			1				2				
			A	B	C	D	A	B	C	D	
15	福祉保健局	査定減に係る診療報酬の再審査請求を適切に行うべきもの				◎			○	○	26
16	福祉保健局	適正な債権管理を行うべきもの				◎					26
17	福祉保健局	適正な債権管理を行うべきもの				◎					27
18	病院経営本部	各病院を適切に指導すべきもの					◎			○	27
19	産業労働局	委託契約に伴う農産物の場内販売及び場内払下げに係る取扱いを適切に行うべきもの					◎	○			28
20	産業労働局	水産振興に係る種苗生産事業委託を適切に行うべきもの						◎	○		29
21	港湾局	施設維持管理に係る適切な報告を求め、適切な確認及び必要な指示を行うべきもの				◎			○		30
22	交通局	料金機の故障により取り出した現金の取扱いを明確に定めるべきもの					◎				31
23	交通局	料金機修理の際車両係が車両整備日報に記載すべき事項について定めるべきもの					◎				32
24	交通局	料金機修理等におけるつり銭準備金の取扱いを定めるべきもの					◎				33
25	交通局	現金の一括投入を行った事実を把握すべきもの						◎			33
26	水道局	給水装置業務マニュアルを整備し履行確認を適切に行うべきもの					◎			○	34
27	水道局	配水小管工事に係る設計及び工事監督業務を経済的に行うべきもの						◎			34
28	下水道局	下水道局研修業務委託契約の積算を見直すべきもの						◎			35
29	教育庁	デジタル化資料の選定方針を定めるべきもの					◎	○			35
【意見・要望事項】											
30	総務局	災害対策用被服等の取扱いについて						◎			36
平成27年工事監査											
【指摘事項】											
31	総務局（島しょ）	特命随意契約の諸経費調整を適正に行うべきもの							◎	○	37
32	総務局（島しょ）	電源設備改修工事の監督業務を適切に行うべきもの							◎	○	37
33	都市整備局	空気調和機の据付費の積算を適正に行うべきもの							◎	○	38
34	都市整備局	移動式クレーンに係る作業について受注者を適切に指導・監督すべきもの							◎	○	38
35	病院経営本部	工事完了の確認を適正に行うべきもの								◎	39
36	病院経営本部	しゅん工図等の提出について受注者を適切に指導・監督すべきもの								◎	39
37	産業労働局	汚泥処理を適正に行うべきもの						◎		○	40
38	中央卸売市場	消防用設備等に係る手続きを適正に行うべきもの				◎			○	○	40
39	建設局	建設泥土処理費の施工条件の明示を適切に行うべきもの							◎	○	41
40	建設局	ダクト据付費の積算を適正に行うべきもの							◎	○	41
41	建設局	気泡混合軽量土材料の積算を適正に行うべきもの							◎	○	42
42	建設局	掘削作業について受注者を適正に指導・監督すべきもの							◎	○	42
43	港湾局	イメージアップ経費の適用範囲を示し、受注者を適切に指導・監督すべきもの					◎			○	43
44	港湾局	樹木の支柱を適切に選定すべきもの							◎	○	43
45	港湾局	公園灯用ハンドホールの単価設定を適正に行うべきもの	◎							○	44

番号	対象局（団体）	事項	措置区分								頁		
			1				2						
			A	B	C	D	A	B	C	D			
46	東京消防庁	冷却塔の単価設定を適正に行うべきもの								◎	○	44	
47	東京消防庁	仮設足場の数量算出を適正に行うべきもの								◎	○	45	
48	交通局	昼夜間区分の施工条件の明示を適切に行うべきもの							◎	○	○	45	
49	交通局	モノレール運搬に適用する積算基準の選定を適切に行うべきもの								◎	○	46	
50	交通局	草刈の単価設定と施工条件の明示を適切に行うべきもの							◎		○	46	
51	交通局	流動化処理土の単価設定を適正に行うべきもの								◎	○	47	
52	交通局	機械器具損料の単価設定を適正に行うべきもの	◎							○	○	47	
53	交通局	天井仕上げの単価設定を適正に行うべきもの								◎	○	48	
54	交通局	開口部の養生について受注者を適切に指導・監督すべきもの								◎	○	48	
55	水道局	塗装工の単価設定を適切に行うべきもの								◎	○	49	
56	水道局	立形制水弁室築造の積算を適正に行うべきもの								◎	○	49	
57	下水道局	監督員詰所の施工条件の明示を適切に行うべきもの								◎	○	50	
58	下水道局	鉄筋コンクリート製管きょ撤去の施工条件の明示を適切に行うべきもの								◎	○	51	
59	下水道局	室外機鉄骨架台の積算を適正に行うべきもの								◎	○	51	
60	下水道局	屋上防水改修工事の養生費等の積算を適正に行うべきもの								◎	○	52	
61	教育庁	汚泥処理の委託を適正に行うべきもの								◎	○	52	
【意見・要望事項】													
62	都市整備局	橋面工の間詰めコンクリートの積算方法について									◎	○	53
平成27年財政援助団体等監査													
【指摘事項】													
63	総務局((公財)東京都島しょ振興公社)	売上金額の確認を適切に行うべきもの								◎		54	
64	総務局((大)首都大学東京)	研究費の適正な取扱いについて徹底すべきもの									◎	54	
65	総務局((大)首都大学東京)	契約事務を適正に行うべきもの								◎	○	55	
66	総務局((大)首都大学東京)	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの							◎		○	55	
67	総務局((大)首都大学東京)	資産の管理を適正に行うべきもの		◎	○					○	○	56	
68	生活文化局((学)小泉学園)	私立学校経常費補助金を返還すべきもの	◎								○	56	
69	生活文化局((学)暁星学園)	国際化推進補助に係る補助金の返還を求めるべきもの	◎								○	56	
70	生活文化局(学校法人90団体)	学校法人からの補助金交付申請に対する審査を適切に行うべきもの							◎		○	57	
71	生活文化局(学校法人90団体)	本務教員を評価対象除外とする事由を定めるべきもの							◎		○	57	
72	生活文化局(隅田川花火大会実行委員会)	要綱どおり、検査を行い、検査証の交付を行うべきもの							◎	○		58	
73	オリンピック・パラリンピック準備局((公社)東京都障害者スポーツ協会)	指定管理業務の事業報告を適正に行うべきもの								◎		58	
74	オリンピック・パラリンピック準備局((公社)東京都障害者スポーツ協会)	修繕対象を確認して工事を行うべきもの									◎	59	
75	オリンピック・パラリンピック準備局((公社)東京都障害者スポーツ協会)	宿泊室使用料を預り金として経理すべきもの			◎							59	
76	オリンピック・パラリンピック準備局((公社)東京都障害者スポーツ協会)	障害者スポーツ貸与用具の購入・管理に係る事務を適正に行うべきもの								◎	○	60	

番号	対象局（団体）	事項	措置区分								頁	
			1				2					
			A	B	C	D	A	B	C	D		
77	オリンピック・パラリンピック準備局（(公社)東京都障害者スポーツ協会）	契約事務及び経理事務を適正に行うべきもの									◎	60
78	オリンピック・パラリンピック準備局（(一財)東京マラソン財団）	決算報告書の作成に当たり計数の確認を適切に行うべきもの			◎							61
79	オリンピック・パラリンピック準備局（(一財)東京マラソン財団）	売上金額の確認を適切に行うべきもの								◎		61
80	都市整備局（首都高速道路（株））	適切に契約単価変更の手続きを行い受託者と書面を取り交わすべきもの									◎	62
81	都市整備局（首都高速道路（株））	工事の契約を適切に行うべきもの									◎	62
82	都市整備局（東京都住宅供給公社）	不適正使用者への継続的な指導・是正が確実に行われるよう、報告内容を適切に把握・検証すべきもの								◎	○	63
83	都市整備局（東京都住宅供給公社）	巡回点検業務日報の確認を適時適切に行うべきもの								◎	○	64
84	都市整備局（東京都住宅供給公社）	指定管理者への都営住宅管理総合システム貸与の管理を適切に行うべきもの		◎								65
85	環境局（(公財)東京都環境公社）	小口現金運営要領に基づき小口現金の取扱いを適正に行うべきもの				◎	○					65
86	環境局（(公財)東京都環境公社）	債権管理を適切に行うべきもの								◎	○	66
87	福祉保健局（(福)恩賜財団東京都同胞援護会）	補助金の返還を求めるべきもの	◎									66
88	福祉保健局（(福)恩賜財団東京都同胞援護会）	補助金の返還を求めるべきもの	◎									66
89	福祉保健局（(福)恩賜財団東京都同胞援護会）	補助金の返還を求めるべきもの	◎									66
90	福祉保健局（(福)東京家庭学校）	補助金の返還を求めるべきもの	◎									66
91	福祉保健局（(福)日の基社会事業団）	補助金の返還を求めるべきもの	◎									67
92	福祉保健局（(福)至誠学舎立川）	補助金の返還を求めるべきもの	◎									67
93	福祉保健局（(福)二葉保育園）	補助金の返還を求めるべきもの	◎									67
94	福祉保健局（(福)青少年福祉センター）	補助金の返還を求めるべきもの	◎									67
95	福祉保健局（(福)清明会）	補助金の返還を求めるべきもの	◎									67
96	福祉保健局（(福)東京都社会福祉事業団）	個人情報の管理方法や漏えい禁止について仕様書に定めるべきもの								◎		68
97	福祉保健局（(福)東京都社会福祉事業団）	履行確認を適正に行うべきもの								◎		68
98	福祉保健局（(福)東京都社会福祉事業団）	A E D（自動体外式除細動器）の電極パッドの交換を適正に行うべきもの		◎							○	68
99	福祉保健局（(福)東京都社会福祉事業団）	小口現金の管理を適切に行うべきもの				◎						69
100	福祉保健局（(福)東京都社会福祉事業団）	物品に係る手続及び管理を適正に行うべきもの		◎	○							69
101	福祉保健局（(福)東京都社会福祉事業団）	指定管理に係る支払事務を適切に行うべきもの								◎	○	70
102	福祉保健局（日本赤十字社など6団体）	補助金における消費税の取扱いを適正に行うべきもの							◎		○	70
103	産業労働局（(公財)東京観光財団）	補助対象経費の算定を適正に行うべきもの	◎					○	○	○	○	71
104	産業労働局（(公財)東京観光財団）	補助金の実績報告を適正に行うべきもの	◎		○			○			○	72
105	中央卸売市場（東京多摩青果（株）など3会社）	誤算定により過大に交付した補助金の返還を求めるべきもの	◎							○		72
106	建設局（(公財)東京動物園協会）	通用門の施錠管理を適切に行うべきもの		◎							○	73
107	交通局（(株)東京交通会館）	契約に基づき土地の管理を適正に行うべきもの		◎						○		73
108	交通局（(株)東京交通会館）	委託業務費用の返還を求めるべきもの	◎							○	○	74
【意見・要望事項】												
109	都市整備局（首都高速道路（株））	高速道路上における作業場（保安施設）に関する仕様書類への記載について				◎			○		○	75

番号	対象局（団体）	事項	措置区分								頁
			1				2				
			A	B	C	D	A	B	C	D	
平成27年行政監査（庁舎及び都民利用施設における都民サービスについて）											
【指摘事項】											
110	財務局	誰もがトイレ等を利用しやすいよう適切に情報を提供すべきもの				◎					76
111	環境局	利用者への情報提供を適切に行うべきもの				◎					76
112	福祉保健局	最寄駅から児童相談所への案内表示に配慮すべきもの				◎					77
113	福祉保健局	プレイルームの空間づくりに係る配慮を徹底すべきもの		◎		○					77
114	建設局(西武・武蔵野パートナーズ)	ホームページの記載内容を適切に更新すべきもの				◎					77
115	建設局	苦情・要望の対応状況を適切に管理すべきもの				◎			○		77
116	建設局	苦情等の対応状況の確認を行い、業務に反映させる仕組みを機能させるべきもの				◎			○		78
117	建設局	利用者ニーズの把握及び業務への反映に向け、報告内容を適切に確認すべきもの				◎			○		78
118	建設局	意見箱の設置により利用者ニーズの把握の充実を図るべきもの				◎					78
119	港湾局	園路の現況を正確に情報提供すべきもの				◎					79
120	港湾局	苦情等の対応状況の確認を行い、業務に反映させる仕組みを機能させるべきもの				◎			○		79
121	港湾局	利用者ニーズの把握及び業務への反映に努めるべきもの				◎			○		79
122	警視庁	施設の利用状況に合わせて速やかに案内図を更新すべきもの				◎					80
【意見・要望事項】											
123	建設局	施設改修要望に係るサービス向上のための共通認識づくりについて				◎			○	○	81
124	港湾局	施設改修要望に係るサービス向上のための共通認識づくりについて				◎			○		81

[平成25年行政監査（東京都における災害対策～発災直後における組織体制の機能維持について～）]

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
1	建設局	道路施設警報監視システム用の非常用発電機を設置すべきもの	<p>局は、都内の道路施設（トンネル、アンダーパスの排水設備、共同溝等）の異常の有無を常時監視し、適切な維持管理をするために「道路施設警報監視システム」を整備している。これは、道路施設に設置されたテレビカメラによる視覚情報やセンサーによる検知情報を、NTT専用線や無線、光ファイバーで建設事務所や本庁に伝達することで、被害情報を迅速に収集し、効果的な対策をとるために整備されたものである。</p> <p>ところで、建設事務所（11か所）における道路施設警報監視システムの設置状況を見たところ、監査日（平成25.10.8）現在、第三建設事務所、南多摩東部建設事務所、南多摩西部建設事務所、北多摩南部建設事務所の4事務所については、システム用の非常用発電機が設置されていないことが認められた。</p> <p>震災等による長時間の停電状態にあってもシステムを正常に稼働させるため、非常用電源の設置が必要である。</p> <p>局は、4事務所に道路施設警報監視システム用の非常用発電機を設置されたい。</p>	<p>4事務所の整備状況は次の通りである。</p> <p>第三建設事務所は、庁舎用発電機への接続工事を平成28年1月8日に契約し、3月14日に完了した。</p> <p>南多摩東部建設事務所は、庁舎用発電機への接続工事を平成28年2月19日に契約し、3月18日に完了した。</p> <p>南多摩西部建設事務所は、平成31年度から始まる庁舎改修で非常用発電機が設置される予定となっており、それに合わせて発電機へ接続する。それまでの対応として、平成27年11月13日に仮設発電機を購入し、配備済みである。</p> <p>北多摩南部建設事務所は、平成27年11月29日に庁舎用発電機への接続工事を完了した。</p>

[平成26年財政援助団体等監査]

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
2	建設局 (公益財団法人東京都公園協会)	自動販売機設置に係る設置許可を適正に行うべきもの	<p>都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条によれば、公園管理者以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例の定めにより公園管理者に申請し、許可（以下「設置許可」、「管理許可」という。）を受けなければならないとされている。また、東京都立公園条例（昭和31年東京都条例第107号）第6条において、公園施設の設置許可を受けようとする者は、①設置の目的、②設置の期間、③設置の場所、④構造及び規模、⑤設置工事の期間等を記載した申請書を知事に提出しなければならないとされている。</p> <p>ところで、協会は、各公園内に自動販売機を設置しているが、次のとおり、適正でない事例が認められた。</p> <p>a 設置許可を受けていないものがある。</p> <p>b 自動販売機について、駐車場の管理許可の際に設置承認施設として申請し、承認を受けているが、駐車場の管理に要さない自動販売機を局は承認すべきではない。</p>	<p>局は、設置承認の対象について、これまで「駐車場の管理に要するもの」のみとしていたものを、公園利用者へのサービス向上や効率的な運営に資するものなど、公園施設の運営に必要と認められるものは、東部公園緑地事務所長及び西部公園緑地事務所長の承認を受け設置することとし、その旨通知した。</p> <p>これに基づき、指摘された全案件について設置許可及び設置承認した。</p> <p>協会は、局と協議の上、必要な手続を行った。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
3	警視庁 (公益財団法人暴力団 追放運動推進都民セン ター)	旅行命令 及び旅費の 支給に係る 手続を適正 に行うべき もの	<p>財団の代表理事及び事務局長は、民間の自主的な暴力団排除組織活動の支援のため、暴力団排除のためのセミナー等において講師として活動しており、その際に旅費の支給を受けている。</p> <p>旅行命令及び旅費の精算については、内部規程が定められているが、その処理状況を見たところ、下記のとおり不適正な事例が認められた。</p> <p>① 旅行命令簿を確認したところ、代表理事及び事務局長については、一切作成されていない。</p> <p>② 旅費の支給については、毎月初めに、代表理事について1万円、事務局長について5千円を、本人の通勤用ICカードにチャージする形で支給されている。しかしながら、当該ICカードの乗車記録の提出や精算行為は全く行われていない。</p> <p>平成25年における代表理事の出講は33回、事務局長は8回であり、その他、警視庁と共催で行った研修会、受刑者への講話、不当要求防止責任者講習での講演、各種協議会等への出席を考慮しても、旅行回数は代表理事、事務局長とも各々100回程度と推察できる。目的地の多くは区部であり、平均500円程度と考えられる。</p> <p>したがって、代表理事、事務局長とも年間5万円程度の旅費となる場所、それぞれ12万円、6万円を支給している。</p> <p>③ 事務局員について、旅行経路全体が通勤経路と重複し、旅費の支給が発生しない場合は、旅行命令簿が作成されていない。</p> <p>財団は、旅行命令及び旅費の支給に係る手続を適正に行われたい。また、未精算の旅費について、金額の算定を適切に行い、その返還を請求されたい。</p>	<p>財団は、監査日以降、旅行命令及び旅費の支給について、規程のとおり、代表理事及び事務局長のほか旅費の支給を伴わない事務局員の旅行命令簿を作成している。</p> <p>また、平成26年11月以降、代表理事及び事務局長に対する旅費の支給方法をICカードへの事前チャージ方式から精算確定払いの方式に変更し、さらに、財団行事予定表等の旅費の算定根拠となる資料に基づき、平成25年度及び平成26年度の未精算の旅費について、代表理事及び事務局長から現金を受領し、平成28年1月までに旅費の返納処理を行った。</p>

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
4	生活文化局 (公益財団法人東京都私学財団)	私立学校への固定金利適用の融資における繰上償還に係る条件について	<p>財団は、金融機関より借り入れた原資を基に、私立学校に運営資金や施設整備資金などに要する資金を、金融機関から借り入れた金利より低い金利で貸し付ける、振興資金融資事業を実施している。局は、財団が金融機関に支払う利子を補助し、また、借入金について金融機関と損失補償契約を締結している。</p> <p>融資の条件等について、財団は、融資期間10年以下のものについては固定金利を採用している。また、財団が金融機関から貸付原資を借り入れる金利条件は、これに対応して定めている。</p> <p>ところで、私立学校の返済方法において、繰上償還については、財団は、公益財団法人東京都私学財団融資規程により、変動金利を条件として融資した資金以外は認めないと定めている。</p> <p>しかしながら、財団と金融機関の間の借入金についての契約においては、固定金利（借入期間：10年）の場合でも、借入から5年後に適用金利の見直しを行う時期に、財団は元本及び利子以外の違約金を支払わずに繰上償還ができることとなっている。</p> <p>このことから、財団は、私立学校に対する融資において、変動金利による融資の場合だけでなく、固定金利による融資においても、財団が金融機関に違約金を支払わずに繰上償還ができる時点においては、私立学校による繰上償還を認めることが可能である。</p> <p>財団は、固定金利適用の融資につき、繰上償還における条件の見直しを検討する必要がある。</p>	<p>固定金利融資の繰上償還制度導入のニーズ調査を、固定金利の融資利用校にしたところ、希望校は1校で、極めて限定的であった。</p> <p>また財団は、金融機関からの提案を受け、平成28年度、5年目に金利の見直しを行わない10年固定金利の借入を予定している。</p> <p>したがって、今後は、財団が違約金を支払わずに繰上償還することができなくなる。</p> <p>以上のことから、繰上償還については現在の条件を維持することが適当である。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
5	建設局 (公益財団法人東京都公園協会)	公園と公園駐車場の管理のあり方について検討すべきもの	<p>公園駐車場(有料駐車場)については、平成19年行政監査においても、臨時駐車場の占用許可に係る不適正事例などを指摘し、公園と公園駐車場の一体的管理など、そのあり方を検討すべきとして意見・要望している。</p> <p>これに対して局は、不適正事例を改善するとともに、「都立公園駐車場あり方についての基本方針」を策定し、公園と公園駐車場(有料駐車場)は、指定管理者と公園駐車場管理許可受者とが、それぞれ管理するとした。また、指定管理者共通仕様書に、両者の連携について明示することなどにより、公園利用者の利便性の向上及び公園駐車場の適切な管理に努めるとした。</p> <p>しかしながら、同様の不適正事例が、同公園の同箇所において再発しているなど、不適正事例発生の原因を分析した抜本的な改善を要する状況となっている。</p> <p>元来、公園駐車場は、公の施設である公園の便益施設であることから、公園と公園駐車場を指定管理者が一体管理することが可能であり、これにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 臨時駐車場に係る占用許可事務の軽減 ② 満車時点での即時開場など、臨時駐車場について機動的に対応できることによる利用者サービスの向上 ③ 公園駐車場の収益による経済性の発揮など、効率的かつ効果的な管理が期待できる。 <p>局は、こうした視点を踏まえ、公園と公園駐車場の管理のあり方を改めて検討する必要がある。</p>	<p>不適正事例の再発防止については、局は平成27年度上半期にすでに占用許可面積算定方法の確立などの対策を講じた。</p> <p>公園と公園駐車場の管理のあり方については、改めて検討を行い、駐車場の管理運営を協会に許可することにより、駐車場運営に伴う収益を、ボランティア活動支援等の協会公益事業として、都民に広く還元させることができることから、協会への許可を継続することが妥当とする結論に至った。</p> <p>今後とも、公園駐車場の適切かつ効率的・効果的な管理に努めていく。</p>

〔平成26年行政監査（債権管理について）〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
6	福祉保健局	借受人・連帯借受人・連帯保証人への催告を適正に行うべきもの	<p>西多摩福祉事務所は、東京都母子福祉資金貸付条例に定める東京都母子福祉資金貸付金について、西多摩郡の町村部における貸付けや、その償還金の徴収・滞納整理（以下「償還事務」という。）等の事務を所管している。</p> <p>償還事務にあたっては、「福祉保健局滞納整理事務処理マニュアル」等（以下「マニュアル等」という。）により、納付期限後も支払がない案件について、借受人・連帯借受人あての督促状・催告書の発行や保証人への連帯保証債務履行要請、現地訪問を実施すること等が定められている。</p> <p>ところで、所の償還事務を見たところ、所が所管する78案件中、30案件について、マニュアル等に定められた催告が十分なされていないことが認められた。</p>	<p>毎年6月及び12月を償還促進強化月間として定め、所全体で収納率向上のための対策を講ずることとした。</p> <p>平成26年12月の強化月間では、東京都母子福祉資金貸付金の滞納者に対し、催告書を全件発送した。</p> <p>平成27年度は、借受人、連帯借受人及び連帯保証人あての催告を段階的、月ごとに確実にを行うため、実施計画を策定した。それにより、連帯借受人及び連帯保証人への催告を大幅に拡大した。</p>

[平成27年定例監査]

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
7	財務局	単価契約の見込数量を適切に算定すべきもの	<p>財産運用部では、都内の不動産取引実例をインターネットで検索できるサービスを利用している。</p> <p>部では、このサービスを利用するに当たり、月当たりの検索数を300回までとした月額料金（3万2,000円）と、検索数が月300回を超えた場合の1回当たりの超過料金（120円）を定め、月々の実績に基づいた利用料金を支払っているが、平成26年度の検索数は月当たり100回を超えたことはなく、毎月、月額料金のみを支出していた。</p> <p>仮に月額料金を、月当たりの検索数を100回までとした料金（1万7,000円）とし、超過料金を、検索数が月100回を超えた場合の1回当たりの料金（150円）とすると、年間で19万4,400円の節減が可能である。</p>	<p>検索サービスの料金プラン、過去の実績及び今後の動向に基づく適切な見込数量の算定ルールを改めて定めた。平成28年度単価契約では、このルールにより算定した見込数量（月当たり検索数100回）とし、この結果、年間支払予定額の節減が図られた。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
8	都市整備局	工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの	<p>工事の積算は、各部所の起工担当課で行われ、①土木工事については、土木工事設計システム、②建築工事は、システムによらず別途作成した表計算ソフトによる電子ファイル、③設備工事は都営住宅工区内訳書システムにより、「工事設計内訳書」（以下「設計書」という。）を作成している。また、最低制限価格の算定に当たり誤りがないよう直接工事費、共通仮設費等を取りまとめた「最低制限価格等算出基礎金額内訳書」（以下「算出書」という。）を別途作成し、契約担当課へ回付している。</p> <p>「設計書」及び「算出書」は電子ファイルで作成されているため、各担当は厳格に管理する必要がある。</p> <p>ところで、各部所における「設計書」及び「算出書」の電子ファイルの管理状況を見たところ、以下の状況が認められた。</p> <p>ア 都営住宅経営部では、土木工事の「設計書」の電子ファイルを、課の共有ファイルサーバーのフォルダに保存しているが、システムのログインパスワードが課内共通となっている。</p> <p>イ 都営住宅経営部では、土木工事の「算出書」の電子ファイルを、課の共有ファイルサーバーのフォルダに保存しているが、電子ファイルにパスワード設定を行っていない。</p> <p>ウ 西部住宅建設事務所では、建築工事の「設計書」の電子ファイルを、課の共有ファイルサーバーのフォルダに保存しているが、電子ファイルにパスワード設定を行っていない。</p> <p>エ 東部住宅建設事務所及び西部住宅建設事務所では、設備工事の「設計書」の電子ファイルを当該システムのサーバーに保存しているが、電子ファイルにパスワード設定を行っていない。</p> <p>このように、工事の決定に直接関与しない職員も閲覧可能な状況となっている。</p>	<p>総務部では、平成27年6月30日開催の都市整備局情報セキュリティ会議において、各部所に情報管理を徹底するよう周知徹底した。また、このことについて、同年7月15日付けで公文書により通知した。</p> <p>ア、イ、ウについては、各部所が当通知を受け、都営住宅経営部では土木工事の設計書及び算出書を、西部住宅建設事務所では建築工事の設計書をそれぞれ、権限を有しない者が閲覧できないようパスワード設定等を行うことにより、適切な情報管理体制を整えた。</p> <p>エについて、当該システム所管の総務部は、権限を有しない者が閲覧できないよう、設計書にパスワードを設定するシステム改修を平成28年2月12日に完了させ、適切な情報管理体制を整えた。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
9	都市整備局	単価契約の指示及び検査を適正に行うべきもの	<p>第一市街地整備事務所は、「補助第120号線及び墨田五丁目代替地用地補足測量（単価契約）」及び「測量（26目黒-1）（単価契約）」について、「事業用地等維持管理（単価契約）実施要領」（平成20年9月、市街地整備部。以下「要領」という。）に基づき実施した。これらの契約について見たところ、以下の不適正事例が認められた。</p> <p>(ア) 指示</p> <p>要領によると、単価契約の指示は「指示記録簿」及び「施工内容確認申請書・指示書」で行い、指示方法は次のとおりである。</p> <p>a 所は、受託者に対し、指示内容（指示箇所、指示概要、指示期限等）を示す。</p> <p>b 受託者は、「施工内容確認申請書」を作成し、所に提出する。</p> <p>c 所は、提出された「施工内容確認申請書」を精査し、指示決定を行い、「指示書」で受託者へ指示内容を通知する。</p> <p>この指示方法は、通常の単価契約と異なるものであるため、これを仕様書に明記することにより、指示系統を明確にし、適正かつ迅速な実施を図る必要があるが、</p> <p>① 両契約において、この指示方法が、仕様書に記載されていない。</p> <p>② 「測量（26目黒-1）（単価契約）」では、この指示方法による指示は別途行うこととし、受託者に対し、任意の様式により指示を行い、工種・指示金額及び指示期限の決定並びに受託者への通知を行わないまま作業させている。</p> <p>(イ) 検査</p> <p>仕様書第4条では、受託者は、測量が完了したときは、測量図その他必要図書又は報告書類（以下「関係書類」という。）を遅滞なく所に提出して検査を受けなければならないとしており、当該単価契約は、指示ごとに検査を行う必要がある。</p> <p>しかしながら、関係書類により測量等の履行状況について確認したところ、</p> <p>① 「補助第120号線及び墨田五丁目代替地用地補足測量（単価契約）」では、指示全10件中8件について、指示前の履行又は履行遅延となっている。</p> <p>② 「測量（26目黒-1）（単価契約）」では、任意様式により行った指示全17件について、全指示の施工完了後に、一括して「施工内容確認申請書・指示書」を作成し、これに対応した完了届及び納品書により、検査を行っている。</p>	<p>平成27年6月9日の所内課長代理会において、測量業務の単価契約について指示及び検査を適正に行うよう指摘を受けていることについて、職員への周知を図った。</p> <p>市街地整備部は、平成28年1月14日付「測量委託（単価契約）の運用について（通知）」を各所へ通知するとともに、内容の説明を行い、職員への周知を図った。</p> <p>所は、本通知を踏まえ、今後同様の単価契約を発注する際には、「実施要領」及び「手引き」に定める指示方法を特記仕様書に明記することにより、適正に事務処理を実施した。検査については、指示ごとに指示期限の10日以内に検査を実施するとともに、各作業については指示に基づく履行・履行期限の遵守を徹底し、適正に行った。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
10	都市整備局	単価契約の積算を適切に行うべきもの	<p>「事業用地等維持管理（単価契約）実施要領」（平成20年9月、市街地整備部。以下「要領」という。）では、積算は、「積算基準（調査・設計編）」（平成26年8月、都市整備局。以下「積算基準」という。）に基づき行うものとしている。</p> <p>ところで、第一市街地整備事務所が契約した「補助第120号線及び墨田五丁目代替地用地補足測量（単価契約）」、「測量（26目黒一1）（単価契約）」の積算について、次のとおり、問題点が認められた。</p> <p>（ア）諸経費</p> <p>積算基準では、測定の委託料は、直接測量費（人件費等、材料費、機械経費、直接経費、技術管理費の合計）に諸経費（間接測量費、一般管理費等）を加えて測量作業費を積算し、諸経費は、直接測量費ごとに求められた諸経費率を当該直接測量費に乗じて得た額とするとしている。</p> <p>しかしながら、所は、積算基準には測量委託を要領による単価契約で行う場合の諸経費の取扱いが明記されていないため、</p> <p>① 「補助第120号線及び墨田五丁目代替地用地補足測量（単価契約）」では、工種ごとの設計単価を直接測量費として取扱い、諸経費率を求める</p> <p>② 「測量（26目黒一1）（単価契約）」では、当該契約の発注限度額を直接測量費として取扱い、諸経費率を求め、その率を全工種に適用している</p> <p>という取扱いをしており、事案によって諸経費率の求め方が異なっている。</p> <p>（イ）単価設定</p> <p>「測量（26目黒一1）（単価契約）」では、実際の測量作業費用と積算額とが大きくかけ離れているとして、積算基準によらず、単位を見直した単価を設定し、積算している。この結果、同一工種において、事案によって単価設定が異なっている。</p>	<p>平成27年6月9日の所内課長代理会において、測量業務の単価契約について積算を適切に行うよう指摘されたことについて、職員への周知を図った。</p> <p>市街地整備部は、平成28年1月14日付「測量委託（単価契約）の運用について（通知）」を各所へ通知するとともに、内容の説明を行い、職員への周知を図った。</p> <p>所は、本通知を踏まえ、当該測量委託の諸経費率を積算基準に定めのある率により算定すること、また、単価設定は積算基準に基づき適切に行うことで、それぞれ統一した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
11	都市整備局	測量委託の適正な執行に係る内部牽制・統制が有効に機能する仕組みを構築すべきもの	<p>区画整理事業及び再開発事業に係る測量委託を単価契約により実施する場合において、指示、検査及び積算について不適正事例等が発生しており、これらの要因は次のとおりである。</p> <p>(ア) 指示方法や積算等の考え方や留意事項については、「事業用地等維持管理（単価契約）運用の手引き」（以下「手引き」という。）において詳細に解説されているが、諸経費形態が違うことから、測量委託にはこの手引きを適用しないとされており、測量委託に係る解説書がないこと</p> <p>(イ) 積算上の問題点について、各所属がそれぞれの考えで解消を試みた結果、所属によって取扱いの差異が生じたこと</p> <p>(ウ) 指示、検査及び積算に当たり、所内のチェック機能が十分に働いていないこと</p> <p>また、積算については、市街地整備部で各所の実態等を把握していない。</p> <p>このため、部は、測量委託の取扱いを整理し、測量委託の適正な執行に係る各所の内部牽制・統制が有効に機能する仕組みを構築する必要がある。</p>	<p>市街地整備部では、測量委託（単価契約）について、内部牽制・統制に必要な考え方や留意事項を整理するため、各所の業務内容を調査、検討した上で、「要領」「手引き」の適用方法を明確にするるとともに、「手引き」のうち適用できない諸経費形態の部分を別途整理し、平成28年1月14日付「測量委託（単価契約）の運用について」として各所宛て通知を行った。</p> <p>また、この内容について、同年1月26日及び1月28日に各所で説明会を実施し、適正な執行を行うための考え方や再発防止に向けた指導を行った。</p>
12	都市整備局	補償説明業務委託に係る完了検査を適正に行うべきもの	<p>第一市街地整備事務所は、土地区画整理事業における権利者に対する補償内容の説明業務等（以下「補償説明業務」という。）について、委託契約により実施している。</p> <p>ところで、当該契約に係る補償説明業務の事務手続について確認したところ、以下のとおり、一部で不適正な事例が認められた。</p> <p>ア 補償説明に係る記録簿（以下「記録簿」という。）について、特記仕様書によれば履行期限までに提出することとなっている。また、部によれば記録簿には、原則、権利者へ直接接合を開始した時点から移転補償契約を締結する時点までの交渉結果を記載することとしている。</p> <p>しかしながら、①移転補償契約を締結する時点までの交渉結果を記載した記録簿が作成されていない、②記録簿の提出が履行期限を超過している。</p> <p>イ 補償説明業務を行う際の人数について、特記仕様書によれば2名以上としているが、記録簿を確認したところ、権利者に対する説明を1名で行っている。</p>	<p>平成27年5月から、所は受託者に対し、適正な記録簿の作成、補償説明時における2名体制での対応の徹底を求める内容の文書により指導を行い、業務執行の適正化を図った。</p> <p>また、「補償説明記録簿」の様式に各折衝状況の一覧表欄などを新たに設定することで、権利者との交渉状況を的確に管理、把握し、所に引き継ぐまでの記録簿の確認を行うこととした。</p> <p>上記の内容を平成27年6月以降の契約に適用し、適正に完了検査を行った。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
13	都市整備局	印刷請負契約を計画的に行うべきもの	<p>市街地建築部は、公募で収集した耐震工法から選定した事例集を作成し、展示会、ホームページ等で紹介して情報提供している。</p> <p>事例集は、区市町村や関係団体と連携してイベント等を展開している夏及び冬の耐震キャンペーンに合わせて作成されているが、耐震工法の公募は毎年度行われていないため、公募が行われなかった年度は、前年度等に作成した事例集を増刷している。</p> <p>一方、公募を行う年度は夏から秋に工法を募集、秋に選定、冬の耐震キャンペーンで選定結果の公表及び新たに選定した工法の実例を入れた改訂版の事例集を作成している。</p> <p>ところで、平成26年度の事例集の作成について見たところ、3回の印刷請負契約を行っており、内容は、前年度版の増刷、平成26年度に公募した工法実例を入れた改訂版の作成、事例集の増刷となっていた。</p> <p>このことについて部は、平成26年度に公募した工法実例を入れた改訂版の作成については、耐震キャンペーンの一環である耐震改修工法等の展示会で配布する分を印刷し、それ以外のイベント等ではその残部及び旧版の残部で対応したとしている。</p> <p>しかしながら、耐震キャンペーンは複数のイベントがあることから、平成26年度に公募した工法実例を入れた改訂版の作成の契約時に今後の配布量を見込んだ上で、新規事例を入れた改訂版の印刷をすべきところ、これを行っておらず適切でない。</p>	<p>指摘の内容を踏まえ、印刷契約の計画的執行について、平成27年8月31日に部内へ周知徹底した。</p> <p>「安価で信頼できる木造住宅の耐震改修工法・装置の事例紹介」及び「ビル・マンションの耐震化読本」については、契約に先立ち、次回印刷を予定している夏の耐震キャンペーンまでに必要な部数を精査し、本年度の冬の耐震キャンペーンに併せて同年12月10日に印刷を契約した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
14	都市整備局	建築物実態調査に係る事務手続を適正に行うべきもの	<p>市街地建築部は、国からの委託契約（委託料の限度額：376万5,000円、委託業務実施期間：平成26.7.23～平成27.1.16）による建築物実態調査を、「平成26年建築物実態調査委託要綱」を定め、23区9市とそれぞれ委託契約を締結して行わせている。（委託金額：248万5,500円、履行期限：平成26.11.15）</p> <p>この委託契約に係る事務手続について見たところ、以下の状況が認められた。</p> <p>ア 部は、「平成26年度建築物実態調査の委託について（依頼）」（26都市建企第496号）を各区市へ通知しており、この中で、各区市からの請求書の提出期限を平成26年11月としている。</p> <p>しかしながら、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 部は各区市への委託契約の支払手続を平成27年3月27日に行っており、各区市からは請求日が無記入の請求書を提出させ、部の担当者が支払時に合わせて同日の請求日を記入していること ② 支払手続が遅延したことにより、請求書の提出以降、長が交代となった区においては公印が押された請求書の差替えが必要となったこと ③ 2か月以上前に交代した前区長名の請求書で支払手続が行われていることが認められ、適正でない。 <p>イ 部は、国に対して平成27年1月9日に完了報告書等を提出し、それに対し国からは平成27年1月14日に委託費の額の確定が通知されている。これを受け、部は納付書を直ちに会計管理者に送付しなければならないにもかかわらず、平成27年3月19日に送付しており、事務手続が遅延している。</p>	<p>アについては、平成27年8月12日に開催した区市担当者向け説明会において、ヒアリング時に完了実績報告書と同日付けで請求書を提出するよう周知し、その後、各区市からの請求書を受理した後、各市区市長名等を確認し、速やかに処理を行い、平成27年12月11日に支払った。</p> <p>イについては、平成28年2月29日に国から額の確定通知を受理し、同年28年3月3日に歳入調定処理を行った。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
15	福祉保健局	査定減に係る診療報酬の再審査請求を適切に行うべきもの	<p>社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険連合会等（以下「基金等」という。）は、医療機関が提出した診療報酬明細書の内容を審査し、過剰な診療行為（検査・投薬等）であると判断した場合、診療報酬点数を減点（以下「査定減」という。）している。</p> <p>局が所管する各療育センターでは、基金等から査定減の通知があった場合、保険診療委員会を開催し、請求内容に正当性があり、基金等の査定減の内容に納得できないと判断したときには、基金等に対し再審査請求を行うこととしている。</p> <p>再審査請求は、「社会保険診療報酬支払基金に対する再審査の申出について」によると、査定減の通知があったときからできる限り早期に行い、原則6か月以内を遵守するように努められたいとされている。</p> <p>ところで、府中療育センターでは、保険診療委員会再審査請求を行うよう決定しているにもかかわらず、その請求が6か月を超えて遅延しているものが発生し、未請求のものが23件にのぼることが認められた。</p>	<p>平成27年6月の保険診療委員会で「再審査請求は6か月以内」という原則を再確認し、今後は保険診療委員会にて、再審査請求を決定した案件の進行管理をしていくこととした。</p> <p>未請求のもの23件のうち1件は、算定要件に合わないことが判明したため、再審査請求しないこととした。</p> <p>上記を除く22件は、平成27年9月までに全て再審査請求済となった。</p> <p>引き続き、保険診療委員会において進行管理を行い、再審査請求を適切に行っていく。</p>
16	福祉保健局	適正な債権管理を行うべきもの	<p>北療育医療センターでは、患者の診療報酬、利用料、日用品費の債権管理を北療育医療センター滞納整理事務処理マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき行っている。</p> <p>マニュアルには、納期限を経過している滞納者について、債権管理台帳を作成すること、督促状を納付期限超過後20日以内に送付すること、債務者が無資力の状況に近い時などの支払延期の取扱いとして徴収猶予申請書を徴し、分割納入申請書を受理することなどが定められている。</p> <p>ところで、債権管理状況を見たところ、A、B、Cの3人の患者について、債権管理台帳が作成されていない、督促状が送付されていない、徴収猶予申請書や分割納入申請書を徴していないなどの状況が認められた。</p> <p>センターは、マニュアルに基づき適正な債権管理を行われたい。</p>	<p>指摘のあった患者について、債権管理台帳を整備し、以下のとおり対応した。</p> <p>Aには納付書を送付し、平成27年5月15日に徴収した。</p> <p>Bについては、平成27年10月23日に徴収猶予申請書・分割納入申請書を徴した。また、平成27年5月29日から同年12月25日までの間に徴収した。</p> <p>Cについては、平成27年6月5日及び同年9月7日に徴収した。</p> <p>今後はマニュアルに基づいた事務手続を実施する。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
17	福祉保健局	適正な債権管理を行うべきもの	<p>保健政策部は、原子爆弾被爆者等の福祉の増進を図ることを目的として、健康管理手当及び介護手当（以下「健康手当等」という。）を支給しているが、本人が死亡したことを把握するのが遅れた場合や他県への転居などで、健康手当等を誤って支給してしまうことがあり、その場合は返還請求を行っている。</p> <p>返還請求に伴う債権回収に関しては、福祉保健局債権管理事務処理要綱及び福祉保健局滞納整理事務処理マニュアル（以下「マニュアル等」という。）に基づき、債権管理事務を行っている。</p> <p>マニュアル等では、納期限を経過している滞納者について、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 督促状を納付期限超過後20日以内に発行すること ② 督促状発行後1か月経過しても納付がない場合、催告書を発行すること ③ 催告書発行後1か月経過しても納付がない場合、架電と臨戸を行うこと <p>としている。</p> <p>ところで、返還請求に伴う債権管理状況を見たところ、督促状を送付するだけで催告書が送付されていないこと、また、住所が判明しているにもかかわらず臨戸による催告が行われていないことが認められた。</p>	<p>督促状発行後、1か月の期限を経過しても納付がない5名の滞納者に対して、平成27年8月10日に催告書を発行した。</p> <p>催告書の発送後、2名については、滞納者と電話で接触し、納付意思を確認した上で納付書を送付した。また、上記を除く3名については、平成27年10月までに臨戸を実施し、接触ができなかったため催告書を差し置いた。その後、滞納者から連絡等がなかったため、平成28年1月に再度の催促を実施した。</p> <p>今後はマニュアルに基づいた事務手続きを実施する。</p>
18	病院経営本部	各病院を適切に指導すべきもの	<p>多摩総合医療センター、小児総合医療センター及び松沢病院は、新鮮血液等の買入れ及び放射性医薬品の買入れについて、病院ごとに特命随意契約を締結している。</p> <p>ところで、旧衛生局では①新鮮血液等の買入れについて②放射性医薬品の買入れについて、を各病院に通知している。</p> <p>しかしながら、各病院の仕様書を見たところ、通知で必須事項とされている①納入期限に係る条項、②新鮮血液について返品血液の納品を原則行わない旨の条項、③放射性医薬品の運搬・搬入について放射性医薬品製造規則等関係法令を厳守すること、などが漏れている事例が見受けられた。</p>	<p>該当契約を締結している全都立病院及び契約相手方への照会等を行い、本件事例仕様書の基となる通知の改正を行った。改正通知を契約相手方へ最終確認し、平成28年2月8日に各病院宛てに通知、同年2月23日の研修にて全都立病院の用度係長に周知・指導した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
19	産業労働局	委託契約に伴う農産物の場内販売及び場内払下げに係る取扱いを適切に行うべきもの	<p>農林水産部は、農林総合研究センター試験研究業務の過程で生じた農産物等の処理及び農産物等の売払代金の徴収に関する業務を公益財団法人東京都農林水産振興財団に委託している。これについては、「委託契約に伴う農産物等取扱要領」（以下「要領」という。）に基づき行うとしており、委託業務過程で生じた農産物処理の一環として、市場出荷が困難な場合、財団は、農林総合研究センターにて場内販売及び場内払下げを行い、この売払代金を徴収することとしている。</p> <p>これについて見たところ、次のとおり、問題点が認められた。</p> <p>ア 場内販売</p> <p>① 要領で場内販売の販売価格に係る定めを設けていない。</p> <p>② 財団からの報告に対して、数量単位が不明なものや販売価格の根拠資料の添付がないものがある。</p> <p>イ 場内払下げ</p> <p>① 場内払下げ農産物の販売価格については、市場取引価格の安値から一定程度価格を下げた販売価格により販売している実態もあるなど、要領の定めによらないものとなっている。</p> <p>② 数量の単位が不明である。</p> <p>部は、都の歳入金額の算定根拠となる農産物の場内販売及び場内払下げに係る報告を受けているにもかかわらず、内容の確認を行っていないことから、歳入金額の妥当性が検証されておらず、適切でない。部は、場内販売の販売価格に係る定めを設け、場内払下げの販売価格に係る定めを見直すとともに、財団に対し、場内販売及び場内払下げに係る販売金額について適切な報告を求め、歳入金額の妥当性を確保する必要がある。</p>	<p>平成27年11月に、「委託契約に伴う農産物等取扱要領」を改正し、場内払下げに加え、場内販売の販売価格に係る定めを設けた。また、財団から部への農産物売払報告において、「販売単価」と「販売単位」の報告及び価格根拠資料の添付を規定した。</p> <p>同月売払分から、当該新要領に基づく報告を財団から受け、歳入金額の妥当性を確保している。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
20	産業労働局	水産振興に係る種苗生産事業委託を適切に行うべきもの	<p>島しょ農林水産総合センター（以下「センター」という。）は、奥多摩さかな養殖センターの管理運営を、公益財団法人東京都農林水産振興財団に対して特命随意契約により委託している。これについて見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。</p> <p>センターは、奥多摩さかな養殖センターでの種苗生産業務において生産された発眼卵及び稚魚を生産品として、また生産及び試験研究で不用となった魚類を不用品として、それぞれ売却しており、財団は、代金の納入をセンターが確認した後に、養殖業者又は漁業協同組合に対し、生産品等を配付することとしているが、財団の配付後に、売却の意思決定、売却契約の締結及び代金の調定を行っている事例が認められた。</p> <p>また、財団は、養殖に係る技術指導として、養殖業者・河川漁業協同組合等の種苗配付先からの依頼に応じ、飼育・養殖に係る技術指導を行うこと、マス類の販路拡大に係る技術開発と普及指導として、マス類の生産量増大や消費拡大に向け、加工品の開発や普及活動に取り組むこととしている。しかしながら、事業報告書を見たところ、契約書に定められているにもかかわらず、これらの業務についての報告が全くなく、業務の履行について、十分に確認できない状況となっている。</p> <p>このため、センターは、種苗の出納及び執行状況の適時適切な確認を行い、履行状況について仕様書等に基づき適切に検証する必要がある。</p>	<p>売却手続については、平成28年度から、あらかじめ年度当初に漁協等と売却契約を締結する形に改めた。</p> <p>当該契約において、生産品及び不用品の配付に当たっては、配付の都度、財団からセンター宛て配付予定報告を、財団から漁協等宛て配付した旨を、それぞれ書面で行うことを仕様書等で規定した。</p> <p>また、売払代金については、東京都契約事務規則第42条但し書きに基づき、生産品等の配付後に、漁協等から提出された受領書と照合のうえ、まとめて適正に代金の調定を行い、収納する方法とした。</p> <p>事業報告書については、平成28年度契約から、各委託業務項目の履行が確認できるように様式を変更し、仕様書等を改めた。平成27年度契約に関しても、新たな様式に基づいて報告するよう、平成28年1月22日付けで財団に通知した。このことにより、履行確認を適切に行えるようにした。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
21	港湾局	施設維持管理に係る適切な報告を求め、適切な確認及び必要な指示を行うべきもの	<p>局は、客船ターミナルの管理運営を東京都港湾管理条例（平成16年東京都条例第93号）に基づき、指定管理者に行わせている。</p> <p>指定管理者は、基本協定に基づき、施設ごとの利用状況及び管理状況等を毎月報告し、都の確認を受けることとされており、都は、履行の完了を確認できないときには、再履行を命ずることができるとしている。</p> <p>ところで、指定管理者から東京港管理事務所に提出されている施設維持管理に係る毎月の業務実施報告書（以下「業務報告書」という。）を見たところ、以下のとおり適切でない状況が認められた。</p> <p>ア 各客船ターミナルの施設の点検保守について、所は、指定管理者から施設の不良状態及び見積書手配等の報告を受けており、これ以後、指定管理者から修理状況の報告がないにもかかわらず、状況確認を行っていない。</p> <p>イ 竹芝客船ターミナルの樹木管理について、9月分業務報告書で報告のあった枯損木7本について、3月分業務報告書でも「枯損木1本（9月分再掲）」と報告されているが、所は、この間の処理状況の報告がないにもかかわらず、状況確認及び指示を行っていない。</p> <p>ウ 晴海客船ターミナルのボーディングブリッジの点検について、中間保守点検整備及び総合保守点検整備をそれぞれ年1回実施することとしているが、点検内容、点検結果の報告がないにもかかわらず、実施状況を確認していない。</p> <p>エ 晴海、有明、青海各客船ターミナルの緑地管理等について、実施日、施工内容、実施結果等の報告がないにもかかわらず、実施状況を確認していない。</p>	<p>指定管理者に対し指示し、以下のとおり改善した。</p> <p>ア 各指定管理者に対し、各客船ターミナルに施設不良報告及び経過報告一覧表を月例報告時に添付させることで、是正した。</p> <p>イ 竹芝客船ターミナル指定管理者に対し、樹木管理について月例報告時に実施報告書を添付させることで、是正した。</p> <p>ウ 晴海客船ターミナル指定管理者に対し、ボーディングブリッジ保守点検について、実施報告書を添付させることで、是正した。</p> <p>エ 晴海、有明、青海客船ターミナル指定管理者に対し、緑地管理等について月例報告時に実施報告書を添付させることで、是正した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
22	交通局	料金機の故障により取り出した現金の取扱いを明確に定めるべきもの	<p>自動車部では、毎日、つり銭準備金を一定額用意して袋（以下「赤バッグ」という。）に入れ、銀行から自動車営業所に送らせている。自動車営業所では、料金機内部のつり銭が不足した場合につり銭準備金を用いて補充し、翌日、残ったつり銭準備金に、自動精算できなかった現金を合わせて袋（以下「緑バッグ」という。）に入れ、銀行に納付している。</p> <p>「一般乗合旅客自動車の運賃及び乗車券取扱要領」（以下「要領」という。）では、「金種別表（別表）」に金額と事由を記載の上、収入に追加すると定めている。部は、この趣旨は、自動精算できなかった現金はすべて「金種別表（別表）」に記載して緑バッグに入れるということであるとしている。「金種別表（別表）」とは緑バッグの金額・内訳を記録するための様式であることから、これに記載された現金は緑バッグによる納付が確保できることとなる。</p> <p>ところで、自動車営業所で、バスの点検や修理について記録する「車両整備日報」を見たところ、料金機を修理して詰まった紙幣や硬貨を取り出している場合が認められた。この現金は自動精算できない料金収入であるから、本来、要領の趣旨から、「金種別表（別表）」に金額と事由を記載の上、追加収入として緑バッグに入れなければならない。</p> <p>しかしながら、「車両整備日報」では料金機から取り出したとしている現金を、「金種別表（別表）」に記載しておらず、収入されたことが確認できない事例があった。</p> <p>これは、要領に自動精算できなかった現金はすべて緑バッグに入れると明記されておらず、その取扱いについて認識が自動車営業所に徹底されていないためである。</p>	<p>平成27年9月18日付文書（営業係第27号）にて、料金機故障等で詰まった貨幣の処理について、一連の流れや手順を明確に記載し、統括運行管理者あてに周知した。</p> <p>また、平成28年1月27日付文書（27交自第1745号）にて整備管理マニュアルを改正し、取扱いを明確に定めた。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
23	交通局	料金機修理の際車両係が車両整備日報に記載すべき事項について定めるべきもの	<p>車両係が料金機の修理をした際、「車両整備日報」に詰まった現金を取り出したと記載されていない場合について、「金種別表(別表)」の処理を併せて見たところ、適切でない事例が見受けられた。</p> <p>① 早稲田自動車営業所青梅支所及び小滝橋自動車営業所について、「車両整備日報」に記載された取扱金額が、すべて料金機内のつり銭収納部から取り出したつり銭準備金なのか、詰まった現金が含まれており緑バッグに入れるべきか不明なものがある。</p> <p>② 江戸川自動車営業所臨海支所及び北営業所練馬支所について、紙幣の詰まりによる故障であるとして、乗務員が「作業伝票」により車両係に修理を依頼しているが、「車両整備日報」には現金の取扱いについての記載がないため、取り出した現金の有無が不明なものがある。</p> <p>③ 小滝橋自動車営業所及び千住自動車営業所について、「車両整備日報」には現金の取扱いについての記載がないが、「金種別表(別表)」には追加収入として記載があり、修理の際の取扱額と照合することができないものがある。</p> <p>これらの事例はすべて、「車両整備日報」に、取り扱った現金の有無も含めた金額・金種、及び料金機に詰まった現金かつり銭準備金かの区別が明記されていないため、金額・方法ともに適正な処理がなされたことの確認ができない。</p> <p>このことは、料金機修理の際に、車両係が「車両整備日報」に記載すべき事項について定めがないことによるものである。</p>	<p>車両の保守における要領「整備管理マニュアル」の改正P Tを平成27年9月25日に立ち上げ、料金機作業における要領の検討を行った。</p> <p>このP Tでの検討で、料金機修理の際「車両整備日報」に記載すべき事項等について具体的に定め、平成27年12月22日から、改訂案による試行を実施し、その結果を踏まえて平成28年1月27日に整備管理マニュアルを改訂のうえ、平成28年2月1日から施行した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
24	交通局	料金機修理等におけるつり銭準備金の取扱いを定めるべきもの	<p>千住自動車営業所外3所は、料金機の故障修理等のために車両係が料金機の筐体を開けて、修繕又は点検を行っている。</p> <p>また、これらの自動車営業所は、車両の定期的な点検を月に1回行っているが、その際にも料金機の筐体を開けて、内部の各ユニットの点検を行っている。</p> <p>ところで、料金機は、最大で14,400円のつり銭準備金を収納する仕様となっており、料金機の筐体を開けると、つり銭準備金の現金を直接取り扱うことができるようになる。</p> <p>しかしながら、自動車部は、点検の前後において、料金機が計数しているはずのつり銭準備金の額を確認する手続を具体的に定めておらず、適切でない。</p> <p>その結果、平成26年度において、4所合計で延べ2,576台のバスについて故障修理等及び定期点検を行い、金額の確認をしないまま、最大で3,709万4,400円のつり銭準備金を取り扱うことができる状況となっている。</p>	<p>車両の保守における要領「整備管理マニュアル」の改正PTを平成27年9月25日に立ち上げ、料金機作業における要領の検討を行った。</p> <p>このPTでの検討で、料金機の点検・修繕や、バスの定期点検を行うに当たり、料金機に収納されているつり銭準備金の取扱い等について具体的に定め、平成27年12月22日からは、改訂案による試行を実施し、その結果を踏まえて平成28年1月27日に整備管理マニュアルの改訂のうえ平成28年2月1日から施行した。</p>
25	交通局	現金の一括投入を行った事実を把握すべきもの	<p>料金機は、大量の硬貨を料金機内に投入できる「一括口開放」機能を備えているが、つり銭の補充を行う場合は、「つり銭補充」機能を利用して硬貨を料金機に投入するべきであり、これを行うと「金庫別精算集計表」に補充したつり銭の金種及び数量が記録される。</p> <p>しかしながら、千住自動車営業所は、料金機のつり銭補充を「一括口開放」機能により行ったため、「金庫別精算集計表」に計上されず、この結果、補充したとして持ち出したつり銭1,000円が料金機に収納されたかどうかの確認ができない状況となっていた。</p> <p>また、各所において「一括口開放」機能を利用して料金箱に入れた現金について、料金機の日データや記録がなく、取扱いの確認ができない状況となっている。</p> <p>「一括口開放」機能は乗務員等の手を経て料金機に投入される現金を扱うための機能であるから、やむを得ないとき以外には使用しないように定めるとともに、やむを得ず「一括口開放」機能を使用する場合には、料金箱から回収した運賃等の計数データなどを一覧として出力している「金庫別精算集計表」などに、「一括口開放」機能の使用状況とそれにより収納した金額等、管理に必要な情報を出力できるようにした上で、使用状況を乗務員に報告させる必要がある。</p>	<p>料金機を改修し、平成28年3月18日に「一括口開放」機能を廃止した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
26	水道局	給水装置業務マニュアルを整備し履行確認を適切に行うべきもの	<p>局は、各支所の業務である給水装置の新設、改造、撤去などを行うため区内21か所に給水管工事事務所を置き、東京水道サービス株式会社(TSS)と委託契約して、給水装置業務マニュアル(平成26年4月)に基づいてTSSが業務を実施している。</p> <p>ところで、練馬給水管工事事務所及び大田給水管工事事務所の給水業務委託の実施状況を見たところ、マニュアルに定めた期限までに処理されていない事例が認められた。</p> <p>これらの事例について、TSSが関係者と口頭で行った調整結果の記録が、業務の履行確認をする支所にはないため、適切な処理日数で履行がなされたか確認することができず、また、マニュアルも他企業等調整を要する場合の履行確認に当たって必要十分な情報を記載する様式となっていない。</p> <p>北部支所、南部支所は、給水業務委託の履行確認を適切に行われた。</p> <p>部は、工事希望日や他企業等調整の経過を記載する様式を定めるなどマニュアルを改め、他企業等の調整を要する場合等の処理手続きを明確にするとともに、支所に対し履行確認が適切に行われるよう指導されたい。</p>	<p>給水部では、受託工事の処理経過の記録化について、平成27年2月26日付「受託施行における調整内容等の対応経過記録について」によりTSSへ周知し、TSSは平成27年4月より各給水管工事事務所において、申込者の工事希望や他企業等調整経過を記録化している。</p> <p>また、支所の履行確認については、系列係長会(平成27年4月23日開催)において、進行管理の徹底を周知し、適切に履行を確認している。</p> <p>他企業等の調整を要する場合等の処理手続きについて、平成28年1月18日付水給給第227号によりマニュアルを改め、調整の経過を記載する様式を定めた。</p>
27	水道局	配水小管工事に係る設計及び工事監督業務を経済的に行うべきもの	<p>給水部では、「平成26年度配水小管設計業務委託」及び「平成26年度配水小管工事監督業務委託」(以下「両業務委託」という。)を各々TSSと特命随意契約している。</p> <p>両業務委託に関する費用の内訳を見たところ、業務原価に諸経費を加算しており、この諸経費は、業務原価が高額になるごとに率が下がる仕組みとなっていた。</p> <p>両業務委託においては、業務内容が配水に係る設計と工事監督という一連のものであることや、同一の受注者との特命随意契約であり、契約期間も同一であることから、一案件として発注することができ、その場合、468万8,299円の経費を削減出来ることが認められた。</p> <p>部は、配水小管工事に係る設計及び工事監督業務を経済的に行われた。</p>	<p>平成28年度契約において、両業務委託を別々に発注したが、一案件として発注したものととして諸経費率を調整し、経済的となるよう改めた。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
28	下水道局	下水道局 研修業務委 託契約の積 算を見直す べきもの	<p>職員部は、下水道の研修に関する業務について、東京都下水道サービス株式会社と、「下水道局研修業務委託」契約（契約金額：1億6,372万8,000円、契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31）を締結している。</p> <p>当該契約の積算について見たところ、業務内容のうち研修実施補助業務については、研修受講者の募集、受講者決定の通知、研修教材の集約及び印刷等準備、アンケート集約事務などであり、必ずしも技術者の技量を要さないにもかかわらず、技術者の単価を適用している。この結果、例えば、普通作業員（普通の技能及び肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの）の単価を用い試算した場合、174万2,448円の過大支出（監査事務局試算）が生じることとなる。</p>	<p>研修実施補助業務に係る費用について、平成28年度の当該委託契約において、業務内容に応じた単価を適用し、積算の見直しを行った。</p>
29	教育庁	デジタル 化資料の選 定方針を定 めるべきもの	<p>中央図書館は、資料の閲覧サービス等を実施するため、図書、新聞、雑誌等を収集・所蔵している。また、東京に関する郷土資料等を収集・保存しており、その一部をデジタル化し、インターネット上で公開している。</p> <p>「都立図書館フォローアップ3か年プラン」（計画年次：平成24年度～平成26年度）において、「資料の保存と利用の調和がとれるよう、江戸・東京に関するデジタル化を進める」としているが、</p> <p>① 館内で高解像度の保存用デジタルデータを閲覧させ、原資料の利用機会を減少させることで、劣化・損傷の防止を図る観点が含まれていない</p> <p>② デジタル化資料の選定等に係る基本方針が具体的なものとなっていない など、適切でないものとなっている。</p> <p>また、デジタル化する資料の選定に当たり、担当係において議論の上、担当課長が決定しているとしているものの、</p> <p>① デジタル化の目的を明らかにせず、デジタル化資料の選定に当たって必要な基本方針やそれに沿ったデジタルデータの仕様（解像度、圧縮方式、圧縮率）を定めていない</p> <p>② 選定時におけるデジタル化の理由を文書に明確に記録しておらず、決定していない</p> <p>ことから、効率的にデジタル化を進めているか、個々の資料のデジタル化が必要であるかなどがわからない状況となっている。</p>	<p>平成27年11月に「東京都立図書館所蔵資料のデジタル化に係る方針」を策定し、デジタル化を行う資料の基本方針を定めるとともに、デジタル化を行った資料は原資料の劣化・損傷防止の観点から原則デジタル化したデータを提供することを明記した。平成27年度デジタル化資料の選定にあたっては、当該方針に基づき選定理由を明確にし、決定を行った。</p> <p>さらに、同年同月、「東京関係資料のデジタル化に係る要綱」も合わせて策定し、デジタル化作業において必要なデータ品質を明確にし、27年度契約における仕様書に反映させ契約を行った。</p>

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
30	総務局	災害対策用被服等の取扱いについて	<p>都は、東京都災害対策本部運営要綱（昭和38年東京都要綱）の規定に基づき、災害対策業務に従事する職員に災害対策用被服等（以下、「被服等」という。）を着用させている。被服等は、東京都災害対策用被服等取扱い及び着用要領（以下「要領」という。）の定めるところにより、総務局長が、着用を義務付けた職員の状況に応じて貸与している。被服等の貸与に当たっては、各局長等からの要求に基づき、全庁で必要な数量を把握した上で、毎年度需給計画を作成している。</p> <p>被服等の取扱事務は、要領により各局へ被服等取扱者を置いて、それぞれが責任をもって管理しており、総合防災部では、各局の報告を義務付けてはいないものの、平成24年度には局別情報を報告させていた。しかしながら、平成25年度及び平成26年度は報告を求めていなかったため、平成26年度末における被服等の全体状況を把握していない。</p> <p>部は、被服等の事務を総括する立場であり、それぞれの状況を把握し、指導していくことが求められる。</p>	<p>部は、平成27年12月に被服の取扱いについて、部が行う需給計画の作成や貸与対象局が行う報告などの事務手順を整理するとともに、要領の不備を修正した。</p> <p>また、上記で整理した手順をもとに、貸与対象局における管理方法などをまとめた各局担当者用手引きを作成した。今後、防災担当者会議などの場を用いて、各局の被服等に係る業務への理解向上を図っていくこととした。</p>

[平成27年工事監査]

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
31	総務局 (島しょ)	特命随意 契約の諸経 費調整を適 正に行うべ きもの	<p>平成26年度二見港船客待合所建具改修及びその他工事（小笠原村父島二見港、工期：平成26.12.3～平成27.3.10、契約金額：2,113万8,840円）は、港湾施設利用者の利便性の向上を図るため、船客待合所の建具等を改修するものである。</p> <p>本工事は、同一工事場所で契約済みの工事（以下「前工事」という。）の受注者と、工期を重複して特命随意契約している。</p> <p>ところで、局積算基準によれば、前工事と同一工事場所で、工期を重複して特命随意契約する場合は、諸経費を調整することとしている。</p> <p>しかしながら、本工事では、諸経費を調整していないため、積算額約132万円が過大なものとなっている。</p>	<p>小笠原支庁では平成28年1月20日の支庁課長会にて監査結果の報告を行い、関係職員へ再発防止の取組を通知文にて周知した。これを受け各課では、日常業務の中で点検及び改善並びに専門知識の習得を図った。</p> <p>設計を行った港湾課では平成27年6月30日に事例研修を実施し、設計、積算業務における適切な共通費の調整及び照査体制の強化等について周知徹底した。研修後は設計書照査時にチェックシートを活用したダブルチェックを行っている。</p>
32	総務局 (島しょ)	電源設備 改修工事の 監督業務を 適切に行う べきもの	<p>平成25年度二見港リーファーコンテナ電源設備改修工事（小笠原村父島二見港、工期：平成25.8.5～平成25.12.27、契約金額：195万7,200円）は、父島二見港の港湾施設利用者の利便性の向上を図るため、リーファーコンテナ電源設備を改修するものである。</p> <p>ところで、支庁は、監督業務を行うに当たり、契約の適正な履行を確保するため、受注者に対して必要な指示、協議、工程の管理、立会い、施工状況の確認等をしなければならない。</p> <p>しかしながら、本工事の工事記録写真について見ると、契約範囲外である管路掘削、電線管敷設等の施工が行われていることが認められた。これらは、後日、別に特命随意契約した工事の内容である。</p> <p>このことは、支庁が工事の状況を十分に把握せず、受注者に対し適切な協議及び指示を行わなかったため、受注者が本工事の設計変更内容に含むものと誤認したことによるものである。</p> <p>電源設備改修工事の監督業務を適切に行われたい。</p>	<p>小笠原支庁は、平成28年1月20日の支庁課長会にて監査結果の報告を行い、関係職員へ再発防止の取組を通知文にて周知した。これを受け各課では、日常業務の中で点検及び改善並びに専門知識の習得を図った。</p> <p>工事を実施した港湾課では、平成27年6月30日に事例研修を実施し、工事工程の把握と適切な監督業務の遂行を周知徹底した。</p> <p>研修後は、課内全員が各案件の進捗状況を把握できるよう、毎週の課内会議において、工事工程の確認時間を十分に確保している。さらに、担当者以外でも最新の進捗状況を確認できるよう、工程管理専用の課内共有フォルダを新設し、工程表等を適宜保存・更新している。以上により、課内の情報共有を徹底することで、監督業務を適切に実施する体制を構築した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
33	都市整備局	空気調和機の据付費の積算を適正に行うべきもの	<p>再開発事務所空気調和設備改修工事（第2期）その2（中野区中野一丁目2番5号、工期：平成26.7.18～平成26.11.14、契約金額：1,616万5,440円）は、老朽化した再開発事務所の空気調和設備を改修するものである。</p> <p>このうち、空気調和機設備工事の積算について見ると、空冷ヒートポンプエアコンの機器費に据付費を加算して空気調和機の単価を設定しているにもかかわらず、機器搬入費にも据付費を計上し、二重計上となっている。</p> <p>このため、積算額約91万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、平成27年9月17日に「機電合同課長代理会議」を開催し、各部所からの監査報告を行い、局内横断的な周知徹底を行った。</p> <p>設計を行った第二市街地整備事務所では、平成27年7月7日の所課長会で、本件について周知徹底し、所内の各設計担当者との情報共有を促進した。</p> <p>今後は、所内設備工事の起工は一括して工事課が行うこととし、また、費用計上の必要性及び計上した費用に重複が無いことの確認を徹底する目的で、起工時、積算資料（財務局）に掲載されている「チェックリスト」を新たに活用する等、チェック体制の強化を図った。</p>
34	都市整備局	移動式クレーンに係る作業について受注者を適切に指導・監督すべきもの	<p>中水道管渠撤去残置その6工事（多摩市落合四丁目から落合五丁目地内まで、工期：平成26.9.9～平成27.3.13、契約金額：7,432万8,840円）は、使用廃止となった中水道管の撤去及び残置を行うものである。</p> <p>ところで、クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）では、労働者の危険を防止するため、移動式クレーンに係る作業を行う場合には、つり上げられている荷の下に労働者を立ち入らせてはならないと定めている。</p> <p>しかしながら、本工事の管残置工におけるコンクリート打設状況の工事記録写真について見ると、つり上げられているバケット（コンクリートを打設位置までクレーンなどで運搬し、打設するための容器）の下に作業員が立ち入っている状況が認められた。</p> <p>このような状況は、作業員が被災しかねない大変危険なものである。</p> <p>移動式クレーンに係る作業について受注者を適切に指導・監督されたい。</p>	<p>市街地整備部は、平成27年10月15日に部独自の執行・安全管理委員会を新設し、同年11月20日の委員会で指摘事項を周知した。</p> <p>今後、施工計画時に「受注者にクレーン等安全規則を遵守した施工方法を確認する」ことを指導し、安全パトロールチェック表に「クレーン等の作業半径内立入禁止措置」の項目を追加して各工事担当部署と再確認した。</p> <p>工事を行った多摩ニュータウン整備事務所では、</p> <p>① 平成27年7月6日の工事担当者会において、指摘事項の周知を行うとともに、クレーン等安全規則の再確認を行った。</p> <p>② 平成28年1月20日に安全パトロールを行い、工事が安全に実施されていることを確認した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
35	病院経営本部	工事完了の確認を適正に行うべきもの	<p>改築改修工事に伴うLAN配線工事（墨田区江東橋4丁目23番15号、工期：平成27. 1. 9～平成27. 3. 23、契約金額：2,041万2,000円）は、墨東病院の改築改修に伴いLAN配線を行うものである。</p> <p>ところで、東京都電気設備工事標準仕様書では、工事の完了とは、契約で求める要件を全て満たした時とし、工事完了届を監督員に提出することと定めている。</p> <p>しかしながら、本工事関係図書を見ると、通信試験の一部が終わっていないにもかかわらず、工事完了届を受理している状況が認められた。</p>	<p>本部は、各病院に対し、平成28年1月29日の施設担当者会において、指摘内容及び財務局研修への参加や、都有建築物等の維持管理に関する都職員の相談窓口である保全コールセンターの活用による連携体制について周知を行った。</p> <p>工事を実施した墨東病院では、工事担当者が、財務局で毎年開催されている「新採・転入者技術研修」を受講し、保全コールセンターを活用することで、工事完了の確認を適正に行っていく。</p>
36	病院経営本部	しゅん工図等の提出について受注者を適切に指導・監督すべきもの	<p>東京都立松沢病院中央監視設備改修工事（世田谷区上北沢二丁目1番1号、工期：平成27. 2. 19～平成27. 3. 31、契約金額：260万8,200円）は、中央監視設備の改修を行うものである。</p> <p>ところで、東京都電気設備工事標準仕様書では、受注者は、しゅん工図等を提出することと定めている。</p> <p>しかしながら、本工事関係図書を見ると、しゅん工図等は、建物を適切に維持管理していくために欠かせないものであるにもかかわらず、提出されていない。</p>	<p>本部は、各病院に対し、平成28年1月29日の施設担当者会において、指摘内容及び財務局研修への参加や、都有建築物等の維持管理に関する都職員の相談窓口である保全コールセンターの活用による連携体制について周知を行った。</p> <p>工事を実施した松沢病院では、工事担当者が、財務局で毎年開催されている「新採・転入者技術研修」を受講し、保全コールセンターを活用することで、しゅん工図等の提出について受注者を適切に指導・監督していく。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
37	産業労働局	汚泥処理を適正に行うべきもの	<p>東京障害者職業能力開発校建物管理委託（小平市小川西町二丁目34番1号、契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31、契約金額：475万2,000円）は、東京障害者職業能力開発校（以下「校」という。）校舎の建物管理を行うものである。</p> <p>ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について（昭和46年厚生省）によれば、し尿を含む汚泥は、一般廃棄物として処分することが定められている。</p> <p>しかしながら、本建物管理委託の汚水槽清掃については、清掃後に残った汚泥にし尿が含まれているにもかかわらず、雑排水槽の汚泥と一緒に産業廃棄物として処分していた。</p> <p>また、同法では、排出事業者は、廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、それぞれの許可業者に委託しなければならないと定められている。</p> <p>しかしながら、発生した汚泥の廃棄物処理について見ると、排出事業者である校は、本建物管理委託で運搬、処分を行わせている。</p> <p>汚泥処理は、一般廃棄物と産業廃棄物を区分するとともに、建物管理業務とは別に許可を受けた者に委託しなければならない。</p>	<p>局は、平成27年4月22日及び同年12月3日に「局契約事務担当者会議」、同年7月3日に局実務研修「契約事務」（新任担当者は悉皆）を開催し、局内の契約事務担当者に対して、本指摘を踏まえ、清掃等の建物管理委託及び廃棄物処理を適正に行うよう周知した。</p> <p>校を所管する雇用就業部では、平成27年11月5日に、「経理事務担当者会議」を開催し、部内の全事業所に指摘事項を周知し、再発防止の徹底を図った。</p> <p>委託を行った校では、平成27年度より建物管理業務委託契約とは別に、一般廃棄物と産業廃棄物を、それぞれ許可を受けた業者と汚泥処理委託契約を行った。</p>
38	中央卸売市場	消防用設備等に係る手続きを適正に行うべきもの	<p>26築地市場水産立体駐車場誘導灯他修繕工事（中央区築地五丁目2番1号、工期：平成26.10.17～平成26.12.2、契約金額：658万8,172円）は、築地市場水産立体駐車場の避難口誘導灯、通路誘導灯87台ほかを取り替えるものである。</p> <p>ところで、消防法（昭和23年法律第186号）によれば、消防用設備等を設置したときは、消防署長に届け出なければならないことが定められている。</p> <p>しかしながら、本工事の誘導灯取替えの手続きについて見ると、消防署長に消防用設備等の設置を届け出していない。</p> <p>消防用設備等に係る手続きを適正に行われたい。</p>	<p>市場は、平成27年3月26日に工事担当課長代理・維持管理担当者合同会議を開催し、今回の指摘事項の内容や監査ヒアリングでの指導・注意点の報告を行い、各市場（部）の工事設計担当者に周知徹底した。</p> <p>また、工事を実施した築地市場では、平成27年3月5日に京橋消防署へ消防用設備等設置計画届出書及び消防用設備等設置届出書を提出し、受理された。</p> <p>さらに、東京都電気設備工事標準仕様書の1.1.4官公署その他への届出手続等を確実に遂行するため、工事積算チェック役割分担表の重点チェック項目欄に所轄官庁書類のチェック欄を設け、工事の打合せ段階で受注者に確実に指示することとし、再発防止を図った。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
39	建設局	建設泥土 処理費の施 工条件の明 示を適切に 行うべきも の	<p>古川地下調節池換気施設工事（港区東麻布三丁目地内から同区三田一丁目地内、工期：平成25.2.18～平成26.5.9、契約金額：7億2,238万4,250円）は、古川地下調節池の換気施設を整備するものである。</p> <p>このうち、建設廃材処理費の積算について見ると、一部の建設泥土が汚染土壌であると想定されていたため、その処理費積算額約1,950万円を計上しているが、発注図書の特記仕様書や図面などにそのことが明示されていない。</p> <p>ところで、受注者から提出された本工事の契約図書を見ると、汚染土壌の処理費が計上されていないことが認められた。また、本工事における土壌分析の結果、環境基準に適合しており、建設泥土として処理していることが認められた。</p> <p>仮に、適切に施工条件を明示した場合、土壌分析の結果に応じた変更協議が可能となる。</p> <p>建設泥土処理費の施工条件の明示を適切に行われたい。</p>	<p>局は、平成27年11月24日開催の「河川部改修課所管河川事業設計担当係長会」及び平成28年2月26日開催の「局技術担当課長会」において、指摘趣旨の周知、再発防止に向けた適切な指導の実施を通知した。</p> <p>設計を行った第一建設事務所では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年12月22日開催の工事課全体会において、指摘の趣旨及び「品確法」の改正に伴う発注者の責務について周知徹底を図った。 ○ 記載要領に基づき特記仕様書に施工条件等の明示漏れが無いよう新たにチェックリストを作成し、照査時に確認を行うとともに、工事担当部署にもチェックリストの写し等を渡し、情報共有を図った。
40	建設局	ダクト据 付費の積算 を適正に行 うべきもの	<p>妙正寺川鷺宮調節池換気設備工事（中野区白鷺一丁目地内、工期：平成26.3.3～平成26.10.22、契約金額：4,716万3,600円）は、調節池内に換気設備を施工するものである。</p> <p>このうち、ダクト据付費の積算について見ると、据付けの職種は、ダクト工を適用すべきところ、据付間接費が加算される機械設備据付工で計上している。</p> <p>このため、積算額約192万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、平成27年11月24日開催の「改修課所管河川事業設計担当係長会」で本内容を説明し、各事務所間、河川部、技術管理課等との連携をより一層図るよう通知した。さらに、平成28年2月26日の局技術担当課長会で技術系担当課長に対して、再発防止に努めるよう周知徹底を図った。</p> <p>設計を行った第三建設事務所では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平成27年12月24日に「設備工事の設計・積算に関する勉強会」を開催し、局作成の若手育成研修テキスト（機械・電気編）を活用して設計・積算の注意点等を周知徹底した。 ② 専門外の職員が行う設計に対するバックアップとして、平成27年度後期以降に発注した設備工事の設計書に対し、起工前に主管課を通じて局技術管理課（設備担当）等に内容確認を行っている。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
41	建設局	気泡混合軽量土材料の積算を適正に行うべきもの	<p>道路改修工事(西一将門連絡路の2)(西多摩郡奥多摩町棚沢地内、工期:平成25.11.14~平成27.7.15、契約金額:5億1,887万1,960円)は、多摩川南岸道路本線と国道を接続する連絡路を築造するものである。</p> <p>このうち、気泡混合軽量土材料について見ると、材料100m³当たり希釈水3,180kgとして3.18m³、練混水19,200kgとして19.2m³の水量を使用することとしている。</p> <p>しかしながら、積算について見ると、水の重さから体積に変換する際に誤って希釈水31.8m³、練混水192m³の水量を計上している。</p> <p>このため、積算額約670万円が過大なものとなっている。</p> <p>気泡混合軽量土材料の積算を適正に行われない。</p>	<p>局は、平成28年2月26日の技術担当課長会で監査結果を報告し、再発防止に努めるよう周知徹底を行った。</p> <p>設計を行った西多摩建設事務所では、平成27年12月8日に課長会で所内各課に周知し、事例の情報共有、周知徹底を図った。また、同日に工事第一課の課内会議を開催し、職員に周知した。</p> <p>さらに、今後の工事発注においては、「軽量盛土工における積算時の留意点」及び「軽量盛土工における積算チェックリスト」を参照し、課長代理(工事担当)が照査を行い、起工書に照査確認の押印を行うこととした。</p>
42	建設局	掘削作業について受注者を適正に指導・監督すべきもの	<p>舎人公園公園灯整備工事(足立区西伊興二丁目地内ほか、工期:平成26.10.31~平成27.7.31、契約金額:1,425万600円)は、都市計画公園の外周園路に公園灯等の整備を行うものである。</p> <p>ところで、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年建設省経建発第1号)では、受注者は地盤を掘削する場合、地盤性状、敷地及び周辺地域の環境条件等を総合的に勘案した上で掘削方法を決定し、切取り面にその箇所土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが1.5mを超える場合には山留めを行うものと定めている。</p> <p>しかしながら、本工事における公園灯設置の工事記録写真について見ると、現場の地下水位が高い状況下において、1.5mを超える掘削作業が発生しているにもかかわらず、山留めが行われていない状況が認められた。</p> <p>このような状況は、崩落事故につながりかねない危険なものであることから、受注者に関係法令等を守った安全対策を確実に実施させるべきである。</p> <p>掘削作業について受注者を適切に指導・監督されたい。</p>	<p>局は、平成27年11月30日に公園工事担当課長会及び平成28年2月26日の局技術担当課長会で、再発防止に努めるよう周知徹底を図った。</p> <p>工事を実施した東部公園緑地事務所では、平成27年11月10日に所内の工事安全対策委員会において、監査結果を報告するとともに、監督員が受注者に対して掘削作業時に作業の安全確保を指導するよう周知した。併せて課内会議でも、担当職員に同様の周知を行った。</p> <p>受注者に対しては、工事安全パトロール(平成27年11月、平成28年1月実施)等で掘削作業時の安全確保を指導しているほか、所開催の工事安全講習会(平成28年2月9日開催)でも安全対策の周知を行った。</p> <p>掘削が関わる工事については、受注者に対し施工計画書に掘削作業の安全確保について必ず記載するよう書面にて指示し、現場での確認、指導を強化する。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
43	港湾局	イメージアップ経費の適用範囲を示し、受注者を適切に指導・監督すべきもの	<p>平成25年度中防外1号線道路工事（その2）（江東区青海三丁目地先中央防波堤外側埋立地、工期：平成25. 12. 24～平成26. 3. 28、契約金額：3億1,372万5,300円）は、中防外1号線の道路工事を行うものである。</p> <p>ところで、本工事には、工事現場周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うためにイメージアップ経費が計上されている。イメージアップ経費は、デザイン化した仮囲い等や快適な現場休憩所の設置等により、建設業の魅力を向上させるものであり、仮設備、安全施設及び営繕施設で標準的な内容のレベルアップ分に適用するものである。</p> <p>しかしながら、イメージアップ経費として実施する内容の例示など、その適用範囲が契約図書に示されていないため、受注者から提出された記録書類等をみると、効果的なイメージアップの取組が実施されていない。</p>	<p>局では、イメージアップ経費の主旨に合った特記仕様書への記載について、適用範囲の例示を行うよう特記仕様書作成要領を、平成28年4月1日に改正し、局内周知を図った。</p> <p>また、平成28年2月3日開催の第2回工務関係係長会を通じて、指摘内容についての局内周知を図った。</p> <p>設計を行った東京港建設事務所では、監査の指摘を受けて、特記仕様書に実施する内容の例示を記載し、具体的な適用範囲を示すこととし、平成27年4月22日開催の課係長会を通じて、指摘の趣旨及び特記仕様書の修正について周知徹底した。</p>
44	港湾局	樹木の支柱を適切に選定すべきもの	<p>平成25年度第二高潮対策センター新築工事（港区港南三丁目9番56号、工期：平成25. 7. 9～平成26. 11. 13、契約金額：3億7,233万7,001円）は、水害から都民の生命、財産、首都東京の中核機能を守るために第二高潮対策センターを整備するものである。</p> <p>ところで、外構工事設計要領によると、樹木の支柱は、樹高250cm未満の場合では布掛型等を、樹高250cm以上の場合では二脚鳥居型を選定するものとしている。</p> <p>しかしながら、本工事の設計では、樹高150cmの「せいようかなめもち」の支柱として二脚鳥居型を選定している。</p> <p>このため、積算額約101万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、平成27年4月10日付事務連絡にて、港湾整備部建設調整課から施設建設課の本案件担当係へ注意喚起を行った。</p> <p>また、平成28年1月13日講評後、工事監査指摘事例集に追記し、今後は積算時に参照しチェックを行えるようにした。</p> <p>さらに、平成28年2月3日開催の港湾局工務関係係長会を通じて指摘の内容を周知し、港湾局全職員に対して設計時に十分に注意して設計するように指示した。</p> <p>設計を行った港湾整備部では平成28年1月20日に、課長より、課内全員に指摘の内容を周知し、設計時には、十分注意をして設計するように周知徹底を図った。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
45	港湾局	公園灯用 ハンドホール の単価設定を 適正に行う べきもの	<p>平成26年度シンボルプロムナード公園整備工事(その3)(江東区青海二丁目地内、工期:平成26.11.17~平成27.3.13、契約金額:2億7,946万1,480円)は、シンボルプロムナード公園のウエストプロムナードにおいて、高木の植栽、園路等の整備を行うものである。</p> <p>このうち、公園灯用ハンドホールの積算について見ると、局積算基準の施工単価に加えて、ハンドホール蓋の材料費を計上し単価設定している。</p> <p>しかしながら、この施工単価には、ハンドホール蓋の材料費が含まれているため、積算額約140万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、平成27年4月10日付事務連絡にて、港湾整備部建設調整課から臨海開発部海上公園課の本案件担当係へ注意喚起を行った。</p> <p>また、平成28年1月13日講評後、工事監査指摘事例集に追記し、今後は積算時に参照しチェックを行えるようにした。</p> <p>さらに、平成28年2月3日開催の工務係長会で監査指摘内容について局内周知を図った。</p> <p>工事を行った臨海開発部は、材料費の過大積算分については、契約変更により減額対応し、是正した。</p> <p>平成28年1月20日に課長を通じて課内全員に指摘の内容を周知し、積算時には十分注意し積算するよう指示した。</p>
46	東京消防庁	冷却塔の 単価設定を 適正に行う べきもの	<p>豊島消防署(25)空調設備改修工事(豊島区東池袋三丁目19番20号、工期:平成25.10.1~平成26.3.13、契約金額:7,784万7,000円)は、老朽化し豊島消防署の空調設備を改修するものである。</p> <p>このうち、冷却塔の積算について見ると、庁標準単価から機器費を設定している。</p> <p>しかしながら、冷却能力の単位をkWから冷却トンに換算すべきところ、誤って換算せずに選定したため、能力の異なる大きな冷却塔の単価が設定されている。さらに、本工事の冷却塔は、耐震性能を強化した特殊な仕様であり、本来標準単価を適用できないものである。</p> <p>納入された冷却塔は、適正なものであり、仮に、その仕様で算定すると、積算額約130万円を低減することができる。</p>	<p>総務部施設課は、平成27年3月27日、平成27年工事監査検討会で指摘事項の周知を行った。</p> <p>再発防止策として、従来のチェックシートに加え、「機械設備内訳チェック表」を作成し、下記について確認を行う体制とした。</p> <p>① 冷却塔採用の場合、能力値(kW)を冷却トンに換算しているか。</p> <p>② 内訳書の各種単位と拾い表、機器表の単位に誤りはないか。</p> <p>③ 設計担当者以外の設備担当者による再チェック。</p> <p>また、冷却塔採用の場合は、図面の仕様書に冷却トンとkW表示を併記している。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
47	東京消防庁	仮設足場の数量算出を適正に行うべきもの	<p>四谷消防署(26)外壁その他改修工事(新宿区四谷三丁目10番地、工期：平成26.7.29～平成27.3.6、契約金額：1億1,764万4,400円)は、四谷消防署の経年劣化した外壁を改修するものである。</p> <p>このうち、仮設足場の積算について見ると、部分的に重複した足場面積を計上したため、積算額約1,130万円が過大なものとなっている。</p>	<p>総務部施設課は、平成27年3月27日、平成27年工事監査検討会で指摘事項の周知を行った。</p> <p>再発防止策として、従来のチェックシートに加え、「積算数量確認表」を作成し、下記について確認を行う体制とした。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「足場面積」、「外壁調査面積」、「養生シート面積」の数量比較検討。 ② 工事発注前に現場を再度確認し、設計図及び積算数量の妥当性の確認。 ③ 設計担当者以外の建築担当者による再チェック。 <p>また、起工段階で、技術力の豊富な専務的非常勤が専任で再確認を実施している。</p>
48	交通局	昼夜間区分の施工条件の明示を適切に行うべきもの	<p>新宿線小川町駅ほか1駅照明器具更新工事(都営新宿線小川町駅及び大島駅、工期：平成26.3.27～平成26.11.21、契約金額：6,526万7,685円)は、駅ホーム、コンコース並びに換気機械室、電気室等の照明器具をLED照明器具に更新するものである。</p> <p>このうち、工事の積算について見ると、駅ホーム及びコンコース等は、夜間を想定し、工費の割増しを行っていた。一方、換気機械室及び電気室等については、昼間を想定して、工費の割増しを行わず積算していた。</p> <p>しかしながら、入札に際し提示した設計図面及び特記仕様書では、原則として夜間作業で行うこととしており、積算の意図を反映させた施工条件が明示されていない。</p> <p>このため、入札参加者が照明器具の更新工事を積算する際に、施工条件を特定することができない。</p>	<p>局は、平成28年1月14日付「平成27年工事監査等指摘事項の再発防止について」の文書により、指摘事項の説明と注意喚起を行った。</p> <p>設計を行った車両電気部では、全体課長会や区長会など、本局と事業所との連絡会議等で、監査経過の状況報告、対応の協議を行った。</p> <p>それを踏まえ、平成27年8月10日付けで、昼夜間区分の施工条件を特記仕様書等に適切に明示するよう、電力課長及び信号通信課長名にて、関係職員に周知徹底を図った。</p> <p>以後、設計図書の作成、照査、決裁時において、施工条件が適切に明示されているかを確認するために、設計審査チェックリストを新たに作成し活用することとした。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
49	交通局	モノレール運搬に適用する積算基準の選定を適切に行うべきもの	<p>白丸調整池ダム落石対策工事(その1)(西多摩郡奥多摩町棚沢671番地から西多摩郡奥多摩町白丸398番地、工期:平成26.7.15~平成27.6.10、契約金額:3億13万2,000円)は、巡視路斜面の転石や浮き石の落石を防止する目的で、落石予防工や落石防護工を施工するとともに既設巡視路を部分的に補修するものである。</p> <p>このうち、モノレール運搬の積算について見ると、現場状況から治山林道必携(積算・施工編)が基準として適用できる。</p> <p>しかしながら、本工事では、治山林道必携(積算・施工編)を適用しておらず、積算額約664万円が過大なものとなっている。</p> <p>(注) 治山林道必携(積算・施工編)</p> <p>林野庁が定めた森林整備保全事業(治山関係事業及び林道関係事業をいう。)の標準歩掛及びその留意事項を記載した積算基準</p>	<p>局は、平成28年1月14日付「平成27年工事監査等指摘事項の再発防止について」の文書により、指摘事項の説明と注意喚起を行った。</p> <p>設計を行った車両電気部では、全体課長会や業務連絡会等で、監査経過の状況を逐次報告し、本局及び事務所に對して指摘事項及び注意喚起の周知徹底を図った。</p> <p>今後の治山工事については、モノレール運搬の積算を行うにあたり治山林道必携(積算・施工編)を適用する。</p> <p>また、適用頻度の少ない積算基準を用いる際、適用基準の適否を確認するため、類似工事を行う他局へのヒアリングを実施していく。</p> <p>さらに、ヒアリング結果及び積算内容を確認するため、平成27年5月29日に新たなチェックリストを作成した。</p>
50	交通局	草刈の単価設定と施工条件の明示を適切に行うべきもの	<p>都電荒川線軌道保守その他工事工種別単価請負工事(都電荒川線の本線内及び車庫内、工期:平成25.4.1~平成26.3.31、契約金額:1億622万197円)は、都電荒川線の軌道にかかわる緊急対応及び保線作業の効率化を図るため、直営作業の一部を単価契約で行うものである。</p> <p>このうち、除草・芝刈処理について見ると、人力による草刈のみを単価として計上しているが、契約図書には、積算の意図を反映させた、人力施工による条件が明示されていない。</p> <p>このため、機械を使用して草刈を行っている状況が、工事記録写真で認められた。</p> <p>機械施工が可能な場合もあることから、仮に、機械による草刈の単価に基づき試算すると、最大で積算額約508万円が低減できるものである。</p>	<p>局は、平成28年1月14日、「平成27年工事監査等指摘事項の再発防止について」の文書により、指摘事項の説明と注意喚起を行った。</p> <p>設計を行った建設工務部では、平成27年2月13日に開催した課内会議において、工事監査結果と対応を関係職員に周知した。</p> <p>また、単価を構成する内容について検討を行い、平成27年度から人力作業の工種と機械作業の工種を作成し、施工単価を設定した。</p> <p>更に、平成27年度の特記仕様書において、施工条件を明示して使い分けることを設定し、関係職員と受注者へ遺漏なく伝わるようにした。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
51	交通局	流動化処理土の単価設定を適正に行うべきもの	<p>環状第5の1号線地下道路荒川線併行部(雑司が谷工区)建設工事(豊島区雑司が谷三丁目1番先から同区雑司が谷二丁目8番先まで、工期：平成25.3.14～平成28.8.31、契約金額：25億6,064万1,720円)は、環状第5の1号線地下道路のうち、都電荒川線と併行する部分について、構造物を築造するものである。</p> <p>このうち、流動化処理土の積算について見ると、局設計単価表で定める流動化処理土の単価に加えて、施工費として普通作業員を計上して単価設定している。</p> <p>しかしながら、流動化処理土の単価には、施工費が含まれているため、積算額約208万円が過大なものとなっている。</p> <p>(注) 流動化処理土 関東ロームなどの原料土と水を混和した泥水に、セメントあるいはセメント系固化材を添加したもの</p>	<p>局は、平成28年1月14日、「平成27年工事監査等指摘事項の再発防止について」の文書により、指摘事項の説明と注意喚起を行った。</p> <p>設計を行った建設工務部では、平成27年4月9日に実施した課内会議で、今回の指摘事項について課長から報告を行い、再発防止を徹底するように周知を図った。</p> <p>また、設計・積算業務及び工事等の監督業務を適正に遂行するため、監査・会計検査の概要及び監査等における対策についての研修を平成27年12月7日に実施した。さらに、平成28年2月16日には新規若手職員を中心に積算業務に関する研修を実施した。これらの研修等を活用し、部内関係部署の担当者に対する周知徹底を図っていく。</p> <p>再発防止策として見積りによる設計単価を決定する際、見積り内容を確認するチェックリストを作成した。</p>
52	交通局	機械器具損料の単価設定を適正に行うべきもの	<p>三田線トンネル長寿命化試験工事(三田線 巢鴨駅～西巢鴨駅間、工期：平成25.12.27～平成27.2.16、契約金額：1億5,595万2,000円)は、トンネルの断面修復等を行うものである。</p> <p>このうち、導水樋及び導水管撤去工、止水注入工及び剥離補修工の積算について見ると、機械器具損料は、見積りにより単価設定されている。</p> <p>しかしながら、この見積り単価には、共通仮設費(率分)に含まれる労務者の輸送に要する費用が計上されており、これを控除せずそのまま採用したため、積算額約654万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、平成28年1月14日、「平成27年工事監査等指摘事項の再発防止について」の文書により、指摘事項の説明と注意喚起を行った。</p> <p>設計を行った建設工務部では、過大であった機械器具損料については、平成27年7月14日の契約変更の際に、導水樋及び導水管撤去工、止水注入工及び剥離補修工の単価から控除し、減額対応により是正した。</p> <p>また、本件への対応内容について、平成27年2月13日の課内会議等で設計担当者全員に周知した。さらに平成28年2月16日には、新規若手職員を中心に積算業務に関する研修を実施した。</p> <p>再発防止策として見積りによる設計単価を決定する際、見積り内容を確認するチェックリストを作成した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
53	交通局	天井仕上げの単価設定を適正に行うべきものの	<p>日暮里・舎人ライナー西日暮里駅ほか7駅天井耐震補強工事(荒川区西日暮里5-31-7(日暮里・舎人ライナー西日暮里駅構内)ほか7駅、工期:平成26.3.10~平成26.10.31、契約金額:4,991万1,120円)は、駅構内の天井補強を行うものである。</p> <p>このうち、内装工事における天井仕上げ(アルミスパンドレル)の単価について見ると、建設資材定期刊行物及び局単価の組合せにより単価設定することができる。</p> <p>しかしながら、見積りにより単価設定をしたため、積算額約109万円が過大なものとなっている。</p> <p>(注) アルミスパンドレル アルミ材でできた天井仕上げ材</p>	<p>局は、平成28年1月14日、「平成27年工事監査等指摘事項の再発防止について」の文書により、指摘事項の説明と注意喚起を行った。</p> <p>設計を行った建設工務部では、平成27年4月14日の課内会議で、指摘内容の説明をすると共に、定期刊行物に掲載され、駅施設で頻繁に使用されている材料の一覧を作成し、採用すべき単価について確認するように注意喚起を行った。</p> <p>また、平成27年12月7日に「監査等における主な指摘事項と対策」説明会を行った。</p>
54	交通局	開口部の養生について受注者を適切に指導・監督すべきものの	<p>浸水防止機設置工事(新設:三田線10箇所、浅草線3箇所の計13箇所、交換:浅草線2箇所、工期:平成25.8.8~平成26.7.2、契約金額:9,570万5,220円)は、洪水ハザードマップに対応するため、三田線及び浅草線の通風口に浸水防止機を設置するものである。</p> <p>ところで、労働安全衛生規則(昭和49年労働省令第32号)では、高さが2m以上の開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下「囲い等」という。)の設置が義務付けられている。</p> <p>しかしながら、本工事における工事記録写真について見ると、通風口の開口部の高さが作業時においては2m以上あるにもかかわらず、囲い等の設置が認められなかった。</p> <p>開口部の養生について受注者を適切に指導・監督されたい。</p>	<p>局は、平成28年1月14日、「平成27年工事監査等指摘事項の再発防止について」の文書により、指摘事項の説明と注意喚起を行った。</p> <p>設計担当の保線課では、平成27年2月13日の課内会議で指摘事項を周知するとともに、平成27年度契約した浸水防止機交換工事の特記仕様書に転落防止対策を行うよう明記した。</p> <p>工事担当の馬込保線管理所では、管理所全職員を対象に平成27年1月27日と同年2月10日に労働安全衛生規則に関する議論を行い、開口部や高所作業における安全対策を周知徹底した。</p> <p>また、平成27年10月末に契約した浸水防止機交換工事では、11月30日に代理人と作業者が参加して施工計画書検討会を開催し、墜落の危険がある箇所には囲い、手すり、覆い等の転落防止策を講じるよう指導した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
55	水道局	塗装工の単価設定を適切に行うべきもの	<p>平成26年度金町浄水場高速沈殿池塗装工事（葛飾区金町浄水場1番1号、工期：平成27.1.19～平成27.6.12、契約金額：7,591万7,520円）は、高速凝集沈殿池の塗替え塗装を行うものである。</p> <p>このうち、水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装工の積算について見ると、塗料費は、局積算基準の鋼管内面塗覆装費の標準使用量を準用し、単価設定している。</p> <p>しかしながら、この標準使用量は、鋼管接合部等の比較的小規模の施工を想定したものであり、本工事の施工条件を考慮すると準用することは適切でない。</p> <p>仮に、本工事のメーカー塗装仕様の標準使用量で算定すると、積算額約1,063万円が低減できるものである。</p>	<p>ア 局は、平成27年7月16日付事務連絡において、浄水場等が行う大規模塗装工事の積算について、局積算基準における適用範囲を明確化し、周知を図った。</p> <p>また、平成28年1月13日付文書において、指摘趣旨を局内へ周知し、再発防止を図った。</p> <p>イ 設計を行った金町浄水管理事務所では、平成27年7月16日に「係長会」及び「係会」を臨時に開催し、指摘事項の報告及び現場状況に応じて適切な単価設定、積算を実施するよう周知を図った。</p> <p>今後、発注する同種工事の積算時には、メーカー仕様等を確認のうえ、見積等による歩掛を適用するなど施工規模や現場実態に適した単価設定を行う。</p>
56	水道局	立形制水弁室築造の積算を適正に行うべきもの	<p>美住給水所から東村山浄水場間送水管（2000mm）新設及びトンネル用到達立坑築造工事（東村山市美住町二丁目13番地4号（美住給水所）から同市美住町二丁目20番地236号（東村山浄水場）間、工期：平成25.3.15～平成27.10.14、契約金額：7億3,988万2,800円）は、送水管及び立坑築造を行うものである。</p> <p>このうち、立形制水弁室築造の積算について見ると、高さ調整ブロック積の数量は90mm及び30mmとすべきところ、単位を誤って90cm及び30cmとして計上されている。</p> <p>このため、積算額約254万円が過大なものとなっている。</p>	<p>多摩水道改革推進本部では、施設部内において、平成27年6月26日に実施した設計課内会議及び平成27年7月7日に実施した工務課内会議で、指摘内容を報告し、再発防止に努めるよう周知徹底した。</p> <p>設計課では、平成27年10月28日の課内会議以降、起工時において相互チェックを全案件行うこととし、再発防止を図っている。さらに、工務課では技術審査及び事務審査において、作業期間を十分確保することにより、これまで以上に審査体制を強化する旨、同年12月14日に文書で周知徹底した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
57	下水道局	<p>監督員詰所の施工条件の明示を適切に行うべきもの</p>	<p>足立区柳原二丁目付近再構築工事（足立区柳原二丁目、工期：平成25. 8. 5～平成27. 7. 16、契約金額：2億9,620万5,600円）は、既設管きよの更新に併せて雨水排除能力の増強を図るため、管きよの新設を行うものである。</p> <p>ところで、局標準仕様書では、受注者は監督員詰所を設置し事務処理に必要な備品を備えなければならないとし、局積算基準では監督員詰所の設置は、工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督員体制等を考慮して必要な費用を積み上げるものとしている。本工事ではこれらの規定に基づき監督員詰所費用を計上し、設置している。</p> <p>しかしながら、本工事の契約図書には、監督員詰所の施工条件が明示されていない。</p> <p>このような状況は、監督員詰所の設置期間・規模、備品の有無等が契約上明確でなく適切でない。</p>	<p>局は、平成27年10月15日に工事監査フォローアップ研修を行い、指摘の趣旨を周知した。</p> <p>平成28年1月8日付事務連絡で、監督員詰所設置の際は、必ず設置条件を特記仕様書に施工条件として明記することとし、記載方法の具体例を示し局全体へ周知した。</p> <p>建設部では、工事において監督員詰所を設置する際には、必ず設置条件を特記仕様書に明記することについて、平成27年7月15日付事務連絡で各事務所に対して周知した。また、同年7月28日には拡大工事・設計課長会で工事・設計主管課長、統括課長代理へ、同年8月11日の設計調整連絡会で、各事務所の設計調整担当者へ事務連絡及び指摘事項の内容について周知徹底を図った。</p> <p>設計を行った東部第二下水道事務所では、設計・工事担当者を集め、指摘の趣旨及び監督員詰所を設置する際に設置条件を明記することを周知徹底した。さらに、局主催の工事監査フォローアップ研修について所内で情報共有を行い再発防止を図った。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
58	下水道局	鉄筋コンクリート製管きょ撤去の施工条件の明示を適切に行うべきもの	<p>志村幹線撤去工事（北区浮間四丁目、工期：平成26.6.23～平成27.3.27、契約金額：3億7,957万6,800円）は、経済産業省用地内に立地する経済産業省浮間寮の土地売却に伴い、用地内に残置されている鉄筋コンクリート製管きょの撤去を行うものである。</p> <p>このうち、管きょ撤去の積算では、撤去した管きょを施工場所で鉄筋とコンクリートに分離せずに施工場所から搬出し、搬出先において鉄筋とコンクリートに分離処分する費用を計上している。</p> <p>しかしながら、管きょ撤去状況の工事記録写真について見ると、契約図書に積算の意図を反映させた施工条件が明示されていないため、撤去した管きょを施工場所において、鉄筋とコンクリートに分離し、それぞれを別々に搬出処分している状況が認められた。</p>	<p>局は、平成27年10月15日に設計・監督業務の担当職員に対して工事監査フォローアップ研修を行い、指摘の趣旨及び再発防止の取組を周知した。</p> <p>施設管理部では、平成27年7月2日に工事担当者会を開催し指摘の趣旨、工事変更・施工承諾手続きの徹底や、コンクリート塊処分工の有筋・無筋などの施工条件の特記仕様書への明確な記載など、適切な設計・工事監督の徹底を周知した。</p> <p>設計を行った西部第二下水道事務所では、平成27年7月14日の事務所課長会において、指摘内容を周知し、現場施工に必要な施工条件を明示するように確認した。また、同年7月15日のお客さまサービス課係長会において、関係職員に対し周知した。確実に履行するため、設計時のチェックリストに施工条件の項目を追加して、漏れがないように徹底している。</p>
59	下水道局	室外機鉄骨架台の積算を適正に行うべきもの	<p>多摩川上流水再生センター建物改良工事（昭島市宮沢町三丁目15番1号、工期：平成26.10.9～平成27.3.12、契約金額：5,536万5,120円）は、劣化した空調設備、照明設備の改良及び建築仕上げの改修を行うものである。</p> <p>このうち、室外機鉄骨架台の積算について見ると、鉄骨の接合に使用する高力ボルトの数量は、6.888kgとすべきところ、単位を誤って6.888tとして計上されている。</p> <p>このため、積算額約213万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局では、平成27年10月15日に工事監査フォローアップ研修を行い、指摘内容と再発防止について、局全体への周知を図った。</p> <p>設計を行った流域下水道本部技術部では、上記の研修に参加し、その指摘内容、再発防止について施設管理課内で周知徹底した。さらに、平成27年11月5日に流域下水道設計実務者講習会を開催し、指摘内容と再発防止について、技術部内の設計担当者へ周知徹底した。</p> <p>また再発防止策として、設計書作成時には使用数量や積算単価を十分に確認すると共に、チェック作業についてもベテラン職員と若手職員による組み合わせとして、チェックの視点を変えて違算の防止に努めている。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
60	下水道局	屋上防水改修工事の養生費等の積算を適正に行うべきもの	<p>小菅水再生センター主ポンプ棟ほか1か所建物補修工事（葛飾区小菅一丁目2番1号、工期：平成26.9.12～平成27.3.3、契約金額：1,597万3,200円）は、小菅水再生センターの主ポンプ棟及び送泥ポンプ室の屋上防水改修を行うものである。</p> <p>ところで、局積算資料によると、屋上防水改修工事における養生・整理清掃後片付け費は、既存防水層を撤去する場合のみ計上することとなっている。</p> <p>しかしながら、本工事では、既存防水層を撤去しない部分があるにもかかわらず、誤って養生・整理清掃後片付け費を計上したため、積算額約178万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局では、設計・監督業務担当職員に、「工事監査フォローアップ研修」を行った。（平成27年10月15日実施）</p> <p>施設管理部では「施設課長・センター長会」（平成27年7月8日開催）及び「設計担当係長会」（同年11月11日開催）において、指摘内容、再発防止策の周知徹底を図った。さらに部は各所施設設計部門に向け、指摘内容、再発防止策等の周知を図るためキャラバンを行った。（同年9月29日から10月5日にかけて実施）</p> <p>設計を行った東部第二下水道事務所では、設計・積算チェックリストに当該指摘部分に関する項目を追加し、施設設計担当者全員に「積算は常に積算基準類で確認すること」「チェックマン及び複数の課長代理により、チェック体制を強化すること」「追加修正した設計・積算チェックリストを活用すること」等を施設課長が指導した（平成27年7月3日実施）。上記「工事監査フォローアップ研修」、「設計担当係長会」の内容について課内で勉強会を開催し周知した。今後も上記、チェック体制を継続していく。</p>
61	教育庁	汚泥処理の委託を適正に行うべきもの	<p>東京都教職員研修センター設備管理業務委託（文京区本郷一丁目3番3号、契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31、契約金額：3,596万4,000円）は、東京都教職員研修センターの建物、建築設備等の維持保全業務を行うものである。</p> <p>ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）によれば、排出事業者が廃棄物の運搬・処分を委託するときは、許可を受けた者にそれぞれ委託しなければならないことが定められている。</p> <p>しかしながら、本委託の汚水・雑排水槽の清掃で発生した汚泥の廃棄物処理について、排出事業者であるセンターは、本委託でこれらの廃棄物の運搬・処分を行わせている。</p> <p>汚泥の廃棄物処理は、本委託とは別に許可を受けた者に委託しなければならない。</p>	<p>都立学校教育部は、平成27年4月3日に開催された会計情報連絡委員会において、関係部署に対し、法令に基づき廃棄物処理委託を適正に行うよう周知した。</p> <p>東京都教職員研修センターは、指摘について平成27年3月17日に開催された教職員研修センター部課長会で報告し、法令に基づき廃棄物処理委託を適正に行うよう注意喚起等を行った。</p> <p>平成27年度の契約は、管理業務委託と別の契約により、廃棄物の運搬・処分の許可を受けた業者に委託した。</p>

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
62	都市整備局	橋面工の間詰めコンクリートの積算方法について	<p>街路築造工事及び下水道管布設工事（25 晴街－3）（中央区晴海五丁目地先、工期：平成25. 9. 24～平成26. 10. 6、契約金額：3億315万4,635円）は、環状第2号線の街路築造及び下水道管布設を行うものである。</p> <p>このうち、橋面工の間詰めコンクリートに敷設される鉄筋金網の積算について見ると、施工費は局積算基準のコンクリート工に含まれるものとしている。</p> <p>しかしながら、本工事の間詰めコンクリートは、コンクリート舗装に準ずるものと考えられ、同基準の鉄筋工では、コンクリート舗装の鉄筋の施工費を別に積算するものと定めていることから、本工事においては、鉄筋金網の施工費を積算するものとする。</p> <p>橋面工の間詰めコンクリートの積算方法について検討されたい。</p>	<p>局は、検討の結果、局基準のコンクリート工・鉄筋工がコンクリート舗装を適用外としていると判断した。</p> <p>このため、コンクリート舗装においては、国土交通省の基準（土木工事標準積算基準書）におけるコンクリート舗装工の積算を準用することとし、これについて、平成27年11月20日に開催した市街地整備事業執行・安全管理委員会で関係各事務所への周知を行った。</p> <p>設計を行った第一市街地整備事務所では、本件について、平成27年7月22日の事務所係長会で周知した。</p>

[平成27年財政援助団体等監査]

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
63	総務局 (公益財団法人東京都島しょ振興公社)	売上金額の確認を適切に行うべきもの	<p>公社は、島しょ特産品の展示販売や島しょの食材を活用したレストランをアンテナショップ「東京愛らんど」として、竹芝客船ターミナル内で民間業者に運営させ、売上金額の一部（平成25年度：252万7,000円、平成26年度：391万7,000円）を公社に納付させている。</p> <p>ところで、運営業者に売上金額の一部を請求している書類を確認したところ、平成26年度分は、運営業者からの売上金額の報告書には売上金額の合計が記載されているものの、その売上金額を証明できる書類の添付がなく、また、公社も運営業者に対し、売上金額を証明できる書類の提出を求めておらず、正確な売上金額の確認をしていなかった。</p> <p>公社は、運営する業者に売上金額の一部を請求するに当たり、正確な売上金額の確認をしていないのは適切ではない。</p>	<p>平成27年度分から以下のとおり対応している。</p> <p>(1) 運営業者において、店舗の日報等を基に売上高を確定した後、本社部門から社印入りの売上報告書及びその基礎となる日報を提出させる。</p> <p>(2) 公社の担当者は、売上報告書と日報の突合作業を実施する。併せて、副担当者による確認も必ず行う。</p> <p>(3) 売上還元金等の決裁原議には、売上報告書と日報が突合したことが分かるよう、売上報告書及び日報の両方を添付し、公社の会計担当者及び決裁者も両方の金額が突合していることを確認の上、額の決定及び請求を行う。</p>
64	総務局 (公立大学法人首都大学東京)	研究費の適正な取扱いについて徹底すべきもの	<p>法人は、「研究費の取扱いについて」（以下「取扱い」という。）において、研究費の執行に際しては、法人クレジットカード以外のクレジットカードの使用は、原則認めていない。</p> <p>ところで、システムデザイン学部における、平成26年度の研究費の執行について見たところ、以下のとおり、取扱いに照らして適正でない状況が見受けられた。</p> <p>① 学会参加を目的とする旅費の支出について、正当な理由がなく個人のクレジットカードを使用している事例があった。</p> <p>② 国際会議の参加費の支出について、正当な理由がなく個人のクレジットカードを使用している事例があった。</p>	<p>平成28年2月15日に経理の適正化に向けた理事長名による通知を発出するとともに、全教職員に指摘内容と是正すべき点について文書により改めて周知し、徹底を図った。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
65	総務局 (公立大学 法人首都大 学東京)	契約事務 を適正に行 うべきもの	<p>法人は、「契約事務の手引き2015」において、単価契約の締結に当たり留意する点として、次のことを挙げている。</p> <p>① 最終的な契約金額が不確定なため、予算を超えて執行することがないように、あらかじめ推定総金額(単価×予定数量)を定めること。</p> <p>② 予定数量は単価算出の重要な条件となるので、可能な限り正確に行うこと。</p> <p>③ 予定数量の超過が見込まれる場合は、原則として当該契約を解除し、別途新たな契約を締結すること。契約変更では対応しないこと。</p> <p>ところで、研究費獲得から産学連携までの総合的な研究支援活動を推進することを目的とするURA室では、単価契約による人材派遣契約をJと締結(推定総金額:317万340円、契約期間:平成26.4.1~平成27.3.31)している。</p> <p>この契約で発注している人材派遣業務を調査したところ、年度途中で派遣契約の予定数量を超過していることが認められた。</p> <p>法人は、契約事務を適正に行われたい。</p>	<p>本件指摘事項は予定数量管理の確認不足から発生したものであることから、URA室では「契約事務の手引」等に定められた適正な処理手順などを改めて確認するため、室内勉強会を実施した。</p> <p>また、予定数量と実績数量のチェックを厳格に行うための再発防止策として、予定数量と実績数量を一目で確認できる新たな管理帳票を作成しチェックを実施している。</p> <p>なお、法人では、「契約事務の手引き」に単価契約における契約期間中の留意点について強調して記載するとともに、平成28年度当初の契約事務説明会において周知徹底を図った。</p>
66	総務局 (公立大学 法人首都大 学東京)	リース契 約に係る積 算を適切に 行うべきもの	<p>健康福祉学部は、「診断用CT搭載型SPECT装置賃借(長期継続契約)」(契約期間:平成26.9.1~平成34.8.31、契約金額:1億1,363万3,280円)を、ファイナンスリースに機器の保守を合わせた契約(メンテナンスリース契約)として締結している。</p> <p>一般に、メンテナンスリース契約に係る月額リース料の積算方法は、リース物件価格にリース料率を乗じて算出することとされている。</p> <p>ところで、本件契約の契約目途額の積算について見たところ、月額リース料のみを記載していたことが認められた。</p> <p>法人は、リース契約に係る積算を適切に行われたい。</p>	<p>平成27年12月9日の課内係長会及び各係の打ち合わせで適切にリース積算を行うことを確認し、平成28年2月16日付「平成27年度財政援助団体等監査の指摘について」により月額リース料の適切な積算方法を課内に注意喚起した。</p> <p>なお、法人では「契約事務の手引き」のリース積算についてわかりやすい記載内容にし、積算方法を記載するとともに、平成28年度当初の契約事務説明会において周知徹底を図った。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
67	総務局 (公立大学 法人首都大 学東京)	資産の管 理を適正に 行うべきもの	<p>法人は、公立大学法人首都大学東京会計規則（平成17年度法人規則第44号）第6章に基づき、固定資産の適正かつ効率的な運用を図るため、公立大学法人首都大学東京固定資産管理規程（平成17年度法人規程第25号。以下「規程」という。）を定めるとともに、規程第2条に基づき公立大学法人首都大学東京学術資料管理規程（平成17年度法人規程第20号）を定めている。</p> <p>ところで、首都大学東京における資産の管理状況について見たところ、複数の部局で、資産の登録・除去漏れなど、適正でない状況が認められた。</p> <p>規程第25条によれば、法人は、有形固定資産について、毎事業年度末に現品管理状況の適否及び帳簿記録の成否を実地に確認し、実地の確認において認められた差異について、原因の調査、再発防止策を講じるよう努めなければならないこととされている。</p> <p>法人は、この規定の趣旨を踏まえ、資産の管理を適正に行われたい。</p>	<p>指摘に係る各部局では、資産の適正な処理（登録・除却等の過年度修正）を行った。</p> <p>また、各執行部門の資産担当者に対し、年度当初の資産事務にかかる説明会で、改めて資産管理の適正な処理の周知徹底を図り、固定資産及び少額資産の事務処理マニュアルの理解の徹底を図る。</p> <p>さらに、再発防止策として固定資産登録に関し、登録・除却漏れが発生しないように、新たに財務会計システムとの照合チェックを行う仕組みを整備し、併せて財務会計システムにおいて照合できない少額資産については、毎年度実施する自己監査において、登録状況を重点的に確認していくこととした。</p>
68	生活文化局 (学校法人 小泉学園)	私立学校 経常費補助 金を返還す べきもの	<p>局は、私立学校経常費補助金交付要綱により、本務教員人件費支出等を補助対象経費として補助金を交付している。</p> <p>本務教員としての要件は、補助の対象となる私立学校に正規の教員として雇用され、当該学種の免許状を有すること等である。</p> <p>学校法人小泉学園の東京いずみ幼稚園の補助対象経費となる本務教員について、幼稚園教諭としての教員免許状を確認したところ、平成25年度及び平成26年度において、1名の教員が、免許状の有効期間を更新していなかった。</p> <p>このため、補助金が平成25年度は54万3,200円、平成26年度は55万1,700円、過大に交付されている。</p>	<p>当該学校法人から補助金の返還及び事務の改善に係る顛末書が提出され、平成27年11月9日に過大交付分の補助金の返還を受けた。</p> <p>また、補助金の交付に係る審査を適正に行うことについて、平成28年1月28日に所管部署内で監査報告書を基に指摘内容を周知徹底し、審査の適正化を図るため対応の再確認を行った。</p>
69	生活文化局 (学校法人 暁星学園)	国際化推 進補助に係 る補助金の 返還を求め るべきもの	<p>局は、私立学校経常費補助金交付要綱により、海外に在留していた児童又は生徒（引き続き1年を超える期間の在留、帰国後3年以内の者に限る。）の受入れを行った私立高等学校等に対し、私立学校経常費補助の特別補助として、1人当たり9万円の国際化推進補助を行っている。</p> <p>ところで、学校法人暁星学園の暁星中学校における補助金の交付状況を見たところ、平成25年5月1日を基準に補助対象とした10名のうち1名については、帰国後3年を超えていることが認められた。</p> <p>このため、補助金9万円が過大に交付されている。</p>	<p>当該学校法人から補助金の返還及び事務の改善に係る顛末書が提出され、平成27年11月9日に過大交付分の補助金の返還を受けた。</p> <p>また、補助金の交付に係る審査を適正に行うことについて、平成28年1月28日に所管部署内で監査報告書を基に指摘内容を周知徹底し、審査の適正化を図るため対応の再確認を行った。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
70	生活文化局 (学校法人90団体)	学校法人からの補助金交付申請に対する審査を適切に行うべきもの	<p>局は、「授業料減免補助」により学校が実際に減免した授業料の一部を補助している。</p> <p>補助額は、家計状況による補助は減免額の3分の2、家計急変による補助は減免額の5分の4となっている。</p> <p>この授業料減免補助について、平成26年度における学校法人Aの高等学校（以下「学校」という。）の補助内容を見たところ、学校が、生徒1名について、保護者の破産を理由とした家計急変による授業料減免を行ったとして補助申請を行い、それを証する資料として地方裁判所による破産手続開始決定書その他を提出したものの、局からは家計急変による補助と認められず、家計状況による補助を受けていた。</p> <p>破産制度においては、平成17年から新しい破産法が施行されたことに伴い、破産宣告書がなくなり、それに相当するものとして破産手続開始決定書があるが、局はそのことを認識していなかった。</p> <p>本件においては、学校が提出した審査書類に不備はなく、収入状況その他の提出資料と合わせて家計急変の要件を満たしていたものと認められる。</p>	<p>補助金の交付に係る審査を適正に行うことについて、平成28年1月28日に所管部署内で監査報告書を基に指摘内容を周知徹底し、審査の適正化を図るため対応の再確認を行った。</p> <p>また、平成28年度の手引から、「破産宣告書」の記載を「破産手続開始決定書」に改めることを、平成28年2月9日付27生私振第1483号において決定した。</p>
71	生活文化局 (学校法人90団体)	本務教員を評価対象除外とする事由を定めるべきもの	<p>局が交付する経常費補助金の一般補助の額は、学級数、教職員数などの基礎数値に単価を乗じた額に、局が複数の評価項目により学校を評価し算出する評価係数を乗じることにより算定している。</p> <p>評価係数を算出するための評価項目の中には、評価対象教員1人当たりの生徒数がある。この項目では、評価対象教員1人当たりの生徒数が評価基準を超えている場合に評価係数を減ずることとなっている。</p> <p>評価対象教員は、本務教員の数から評価対象除外とされる教員の数差し引いて算出され、評価対象除外となる教員は、本務教員のうち、休職者（育児休業を含む）、出産休暇者、結核休職者、留学者のいずれかに該当する者であるとしている。</p> <p>この評価対象除外教員について見たところ、学校法人Bの中学校において、これらの事由に該当しない教員について評価対象除外としている事例が認められた。局に確認したところ、これらの事由に該当しない教員についても、担当授業時間数及び教務以外の職務の従事状況等により、評価対象除外となる場合があるとしている。</p> <p>しかしながら、このことはどこにも規定されておらず、これにより補助金額算定の根拠となる評価対象除外教員を決定していることは適正でない。</p>	<p>補助金の交付に係る審査を適正に行うことについて、平成28年1月28日に所管部署内で監査報告書を基に指摘内容を周知徹底し、審査の適正化を図るため対応の再確認を行った。</p> <p>また、平成28年度から、担当時間数及び教務以外の職務の従事状況等により、評価対象除外となる場合があることについての記載を「私立学校教育助成金調査表（A表・B表）記入の手引き 学校法人用」に追加することを、平成28年2月9日付27生私振第1483号において決定した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
72	生活文化局 (隅田川花 火大会実行 委員会)	要綱どお り、検査を 行い、検査 証の交付を 行うべきも の	<p>実行委員会では、隅田川花火大会実施に伴う予算の編成及び執行について、「隅田川花火大会実行委員会予算会計事務取扱要綱」(以下「要綱」という。)を定めており、台東区及び墨田区の事務局では、この要綱に基づき事務を執行している。</p> <p>要綱では、実行委員会の事案専決区分300万円以上の物品購入、業務委託、借上等の契約においては契約書を作成し、完了後、契約課長が検査し、検査証を交付しなければならないとしている。</p> <p>ところで、台東区に設置された実行委員会事務局の行った業務委託契約2件について、支出命令書の履行確認欄に押印され決裁がなされていることは確認できたものの、検査証が認められず、また、検査をしていることが確認できなかったことは、適正ではない。</p>	<p>検査を実施していることが確認できるよう検査調書の様式を定め、検査実施後に検査調書を作成することで検査証の交付とする。それにあわせて要綱を改定した。</p> <p>検査調書の様式及び要綱の改定については、平成28年度第一回目(4月8日開催)の実行委員会で承認した。</p>
73	オリンピッ ク・パラリ ンピック準 備局 (公益社団 法人東京都 障害者スポ ーツ協会)	指定管理 業務の事業 報告を適正 に行うべき もの	<p>協会は、基本協定に基づき、指定管理者として障害者総合スポーツセンター及び多摩障害者スポーツセンターを管理運営しており、基本協定第13条では、事業年度が終了した後、局に対して、管理運営事業の実施状況、収支の状況、工事・修繕の実績等を事業報告書により報告することとしている。</p> <p>そこで、事業報告書について見たところ、次のとおり適正でない事例が見受けられた。</p> <p>① 協会は、決算書に計上している指定管理に要した費用のうち、指定管理料の金額を上回っている額を事業報告書に記載していない。</p> <p>また、指定管理に係る協会の収益は、都からの受託収益(指定管理料)の他に寄附金及び雑収益があるが、局が定めている事業報告書の様式には収益を記載する欄がなく、協会は収益を報告していない。</p> <p>② 協会は、平成25年度に指定管理料の金額を上回って実施した5件の修繕工事について、工事件名・内容・金額を事業報告書に記載していない。</p> <p>また、局は、このうち事前協議が必要な3件の修繕を承認しているが、それらが事業報告書に記載されていないことを看過している。</p>	<p>局は、指定管理に要した収支を的確に把握できるよう、四半期別収支計画書・実績報告書の様式を変更した。</p> <p>協会は、その様式を用いて指定管理者として行った指定管理業務に係る収支の状況及び修繕の内容の全てを報告することとする。</p> <p>また局は、協会が実施した全ての修繕について確認及び指導を行う。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
74	オリンピック・パラリンピック準備局 (公益社団法人東京都障害者スポーツ協会)	修繕対象を確認して工事を行うべきもの	<p>協会は、障害者総合スポーツセンターを指定管理しており、基本協定第6条では、施設の小規模な修繕は協会が、大規模な修繕は局が行うこととしている。これに基づき、予定工事額が50万円以上の補修について、協会が局に事前協議し、承認を得た上で工事を行うことを両者で取り決めている。</p> <p>ところで、協会は、平成25年度に、局に事前協議の上、「2階男子便所排気ファン修理工事」により、換気設備の一部である排気ファン1点の交換を行った。しかし、その後、局は、平成26年度に、「東京都障害者総合スポーツセンター(26)換気設備改修工事」において、協会が交換した排気ファンを同程度の性能のものに誤って交換していることが認められた。</p> <p>その結果、83万4,164円(監査事務局試算)が不経済支出となっている。</p>	<p>担当者は打合せ記録と業者の提出した設計図面等を必ず突合確認することを徹底するとともに、工事起案前に、設計図書の内容を複数職員でチェックすることで、設計・積算の適正化を今後も着実に継続していく。</p> <p>今後の改修工事については、過去の修繕履歴を十分に確認・把握し、設計・積算・工事を行うよう、平成28年2月16日の関係者打合せにて、職員に周知徹底した。</p>
75	オリンピック・パラリンピック準備局 (公益社団法人東京都障害者スポーツ協会)	宿泊室使用料を預り金として経理すべきもの	<p>局は、障害者総合スポーツセンターに6室(定員24人)、多摩障害者スポーツセンターに6室(定員22人)の宿泊施設を設け、使用料を障害者及びその介護者が1人1泊当たり1,500円、その他の者を2,000円と定めている。</p> <p>宿泊室使用料の徴収事務については、局は、基本協定第17条により、両センターの指定管理者である協会に委託している。</p> <p>各センターは、宿泊室使用料の徴収に当たり、利用者への納入の通知を口頭で行い、税外収入徴収簿の作成を省略することとされており、領収書を発行し、宿泊料金徴収実績日報により調定及び現金の管理を行っている。各センターは利用者から徴収した宿泊室使用料を、都に納付している。</p> <p>ところで、企業会計基準においては、一時的に預かった金銭で、後日返金するか、第三者に支払う金銭は預り金として経理することとされているが、協会は宿泊室使用料を預り金として経理しておらず適正でない。</p>	平成28年1月分の宿泊料から宿泊室使用料を預り金として経理処理を行っている。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
76	オリンピック・パラリンピック準備局 (公益社団法人東京都障害者スポーツ協会)	障害者スポーツ貸与用具の購入・管理に係る事務を適正に行うべきもの	<p>局は、協会が行う障害者スポーツの活動の場の開拓や障害者スポーツ指導員の派遣と、これらの事業を実施するために必要な障害者スポーツ用具の購入、保守及び貸与に係る経費を補助しており、「東京都障害者スポーツ地域開拓推進事業に係る補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)により、事業の実施に必要な用具として、20種の競技のために55種類791個の用具を備えることとしている。</p> <p>この貸与事業について、次のとおり適正でない事例が見受けられた。</p> <p>① 協会は、貸与用具を障害者総合スポーツセンター及び多摩障害者スポーツセンターに分散して保管しており、いずれのスポーツセンターにも返却できることとなっているが、用具の保管場所、数量等を正確に把握しておらず、適切でない。</p> <p>② 協会は、平成26年度の要綱では「エアボールラウンド90」を購入することとされていたが、この製品が生産終了だったため、「アンダーゴルフセット」2セットを購入している。しかしながら、協会は、局に文書による変更申請を行っていない。</p> <p>③ 局は、貸与実績は協会に報告させているものの、購入及び保守については実績報告を行わせておらず、適切でない。</p>	<p>以下のとおり、改善を図った。</p> <p>① 協会は、用具の管理台帳を新たに作成し、用具保管場所、数量等について適正な管理を行う。</p> <p>② 協会は、購入用具に変更を生じた場合、購入前に文書により局に申請する。</p> <p>③ 局は、協会が②の申請を行うよう指導するとともに、実績報告の様式を変更し、用具の購入及び保守について協会から報告させる。</p>
77	オリンピック・パラリンピック準備局 (公益社団法人東京都障害者スポーツ協会)	契約事務及び経理事務を適正に行うべきもの	<p>協会は、障害者スポーツ事業の実施促進マニュアルとして、障害者スポーツプロデュースマニュアル(以下「取組事例集」という。)を作成している。</p> <p>ところで、協会の財務会計規程第65条では、契約の相手方を決定したときは、契約書を作成するものとしているが、取組事例集の作成原議を確認したところ、協会は契約書を作成しておらず、請求書のみで取組事例集の作成代金456万8,580円を支払った。</p> <p>また、局は、取組事例集の作成に係る分担金の支出について、事業終了後、分担金の精算額の検査を行っているが、この際に契約書が作成されていないことを看過している。</p>	<p>協会は、平成28年1月4日付け依命通達で、協会の規定に基づき契約書を作成する案件(300万円以上)について、各課の管理監督者を通じて職員に契約事務処理について周知徹底した。</p> <p>局は、平成28年2月15日付事務連絡で、協会への管理・指導を徹底するとともに、その契約事務及び経理事務が適正に行われているか、検査を徹底する。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
78	オリンピック・パラリンピック準備局 (一般財団法人東京マラソン財団)	決算報告書の作成に当たり計数の確認を適切に行うべきもの	<p>平成25年度及び平成26年度の決算報告書における計数を検証したところ、以下の問題点が認められた。</p> <p>(ア) 貸借対照表と根拠書類とを照合したところ、繰延資産及び未収金について、平成25年度の期末残高と平成26年度の期首金額とが不一致となっていた。</p> <p>(イ) 平成26年度収支計算書の他事業活動支出について、支出科目であるにもかかわらずマイナス912万5,142円が計上されていた。</p> <p>(ウ) 都からの派遣職員について、賞与引当金を計上すべきであるところ、平成25年度において計上していなかった。</p> <p>このように誤った決算報告書が作成された原因は、照合不足等によるものであり、適切でない。</p> <p>財団は、決算報告書の作成に当たっては、計数の確認等を適切に行われたい。</p>	<p>次の3点について改善を行うとともに、今後は複数職員での確認を徹底する。</p> <p>(ア) 平成25年度決算書作成の際、転記を誤ったものであり、平成26年度決算書ではシステムからの打ち出しにより、正しい金額の決算書を作成した。</p> <p>(イ) 会計システムの設定が誤っていたことによりマイナスがついてしまったものであり、設定を正しく修正した。また、今後は打ち出した決算書の確認も適切に行う。</p> <p>(ウ) 現在は財団で賞与の支給は行われていないが、今後賞与が支給されることとなった場合は、賞与引当金の計上を行う。</p>
79	オリンピック・パラリンピック準備局 (一般財団法人東京マラソン財団)	売上金額の確認を適切に行うべきもの	<p>財団は、貸ロッカー等のランナーサポート施設「JOGPORT有明」及び公式クラブ「ONE TOKYO」の会費等の徴収について、「ONE TOKYO運営・運用管理等業務委託契約」によりAに委託している。</p> <p>ところで、「JOGPORT有明」の売上げについて見たところ、「ONE TOKYO」の有料会員と無料会員とでは、「JOGPORT有明」のプラン別(ランナー用とバイカー用の2種)の施設利用の料金(月会費、その都度利用料金の2種)が異なっている。また、支払手段として、現金払い、クレジット払い等が可能だが、クレジット会社等が徴する手数料の料率は会社ごとに異なる。</p> <p>このため、会員種別、利用プラン別かつ支払手段別に人数等が把握できないと、売上金額が適正であるかどうか確認できない。しかしながら、財団は、平成25年度は、会員別等の区分のある実績報告の提出を求めておらず、また、平成26年度は、実績報告の提出を受けているものの、実績を証する書類の提出を求めておらず内容を確認していない。</p>	<p>平成27年10月より、Aからの会員種別ごとの売上報告書、決済代行会社からの売上件数及び取扱高の報告書並びに会員情報システム会社からの取扱件数報告書の3社の報告書の照合により、売上金額の適切な確認を行っている。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
80	都市整備局 (首都高速 道路株式会 社)	適切に契 約単価変更 の手続を行 い受託者と 書面を取り 交わすべき もの	<p>会社は、「小松川地区用地保全工事」(工期：平成25.8.21～平成26.2.16、変更工期：平成25.8.21～平成26.9.30、支払金額：885万8,443円)を単価契約により締結している。</p> <p>当該契約について見たところ、契約書に定められた単価以外で実施されている内容があることが認められた。</p> <p>ところで、当該契約における単価の変更方法等については、契約書で、単価表に記載のない項目が生じた場合や単価表によることが不適当な場合は、発注者と受託者とが協議して契約単価の変更を行うものとしている。</p> <p>しかしながら、会社には、この契約条項に関する手続を確認できる正式な書類がなく、また新しく追加した単価について受託者と書面を取り交わしていない。</p> <p>このため、当該契約においては、受託者への支払金額の算出根拠でもある正式な単価表が存在しない状況となっている。</p>	<p>本社では、指摘の趣旨である契約当初に定めなかった単価を追加する場合は適切に契約変更を行うことについて、①平成27年11月18日に関係各課へ通知文の周知を、②平成27年11月18日から同年12月7日までの間に部局関係者に対して直接、説明を実施し、再発防止に向けた取組を行った。</p> <p>また、平成27年12月4日に開催した用地(実践編)研修においても周知徹底をした。</p> <p>今後も同様に継続的な再発防止の指導を行い、適正な業務遂行に向けて取組んでいく。</p>
81	都市整備局 (首都高速 道路株式会 社)	工事の契 約を適切に 行うべきも の	<p>会社は、首都高速道路に関する建物等について、年間を通じて維持修繕等を行うため、「(費負)管理用建物維持補修25」(補修対象：高速道路全線、変更後工期：平成25.7.1～平成26.8.31、支払金額：3億9,893万5,833円)を単価契約により締結している。</p> <p>このうち、管理用建物補修指示25-1-8(工期：平成25.10.1～平成26.6.30、金額：8,078万7,306円)についてみると、消費税率変更に係るETCの作動試験を行うとして、ETC実験場及び事務所棟の新築工事(以下「ETC実験場建設工事」という。)を指示している。</p> <p>ところで、会社の契約規則実施準則(以下「準則」という。)では、年間を通じて行う維持修繕等に係る工事、点検、物品の調達及び機器類の保守等で、数量が契約締結時点で不確定な場合は、単価契約を締結することができるかと定めている。</p> <p>しかしながら、ETC実験場建設工事は、維持修繕等に係る工事ではなく新築工事であり、かつ、事前に設計が完了していることから施工数量及び予定工事費が確定しているため、単価契約による指示は準則に従っておらず適切でない。</p>	<p>会社は指摘の趣旨を踏まえ、数量が確定した工事は、総価契約により手続を行うことを原則とし準則に従って工事契約を適切に行うことを、平成27年11月11日から同年12月7日までの間に計6回に渡って開催した建築業務連絡会等の会議により工事担当局の発注担当課及び全社の建築系社員に周知徹底した。</p> <p>さらに、工事契約の適正な実施に関する文書を、平成27年12月18日に本社から工事担当局に発出するとともに、同年12月24日に工事担当局の課長級を招集し、対策の徹底を指示した。</p> <p>今後も同様に発注担当課が集まる機会をとらえて周知していく。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
82	都市整備局 (東京都住宅供給公社)	不適正使用者への継続的な指導・是正が確実に行われるよう、報告内容を適切に把握・検証すべきもの	<p>公社は、「不適正使用者に対する調査、是正指導の処理手引（平成21年3月27日20都市経指第1397号）」(以下「手引」という。)及び要綱等により、都営住宅等の不適正使用者に対する調査、指導及び是正を行っている。</p> <p>窓口センターでは、所管する団地をグループ分けし、月に1回、巡回管理人(窓口センターに所属する公社職員)に施設の点検を行わせており、巡回管理人は、巡回の結果について、「不適正確認・指導票」(以下「指導票」という。)に不適正の有無、指導内容を記載する。また、指導の結果、不適正事例が是正されたものは「指導完了」、指導を継続するものは「継続指導」等と記載し、窓口センター所長の確認を得ることとしている。</p> <p>そこで、各窓口センターの指導票を確認したところ、亀戸窓口センター及び町田窓口センターで、「継続指導」とされた不適正事例の一部について、初回以降に報告された指導票には、指導結果に関する記載がなく、不適正事例はないとの報告がされていた。</p> <p>しかしながら、監査で現地を確認したところ、一部是正されていない状況であった。</p> <p>これは、報告された指導票の内容について、組織として十分な把握、検証が行われていないことによるものであり、適切でない。</p>	<p>本社所管課長は、平成27年11月18日付通知文書により、各窓口センター所長及び都営相談係長に対し、団地点検において把握した不適正案件については、次回以降の点検の際に前回の指導結果の確認を行い、必ず指導票に記録する旨の周知徹底を図った。</p> <p>また、平成27年12月14日に開催した都営相談係長会においても、同様の説明、指示をした。</p> <p>さらに、平成28年1月14日付通知文書により、各窓口センター所長及び都営相談係長に対し、巡回管理人が当月分の指導票を提出する際は、必ず前月分の指導票の写しも添付させる旨指示した。</p> <p>今後も、都営相談係長会を通じ継続的な注意喚起を行うとともに、社内監査を実施し、履行状況の確認を行う。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
83	都市整備局 (東京都住宅供給公社)	巡回点検業務日報の確認を適時適切に行うべきもの	<p>公社は、公社一般賃貸住宅、都民住宅等管理団地内における樹木の剪定や枯損木伐採等を迅速に対応することを目的として、「小口・緊急修繕工事店契約」を各工事店と契約し、樹木剪定等業務を行わせている。</p> <p>樹木剪定等業務の一つである巡回点検業務について、受託者は、各団地における定期巡回点検等を実施後、点検結果の記録を巡回点検業務日報により、速やかに各窓口センターに提出することとなっている。</p> <p>ところで、大井町窓口センター及び小平窓口センターで巡回点検業務日報を確認したところ、以下の適切でない事例が認められた。</p> <p>① 巡回点検業務日報は、実施後速やかに提出することとなっているにもかかわらず、指示期間終了間際に一括で受領している。</p> <p>② 同じ受託者が担当している異なる住宅において、点検者は同一人物でありながら、巡回年月日、巡回時間等が年間を通して全く同じ記載になっているにもかかわらず、実施上の矛盾に気づかないまま受領している。</p> <p>これらは、受託者から提出される巡回点検業務日報が、実質的に実施回数を確認するための証拠書類という位置付けになってしまっていることによるものである。</p> <p>しかしながら、巡回点検業務は、住宅敷地内において、植栽の生育状況を点検・確認し、安全かつ良好な居住環境を確保するとともに、年間作業計画等に基づく各種作業の進行状況等を把握するためのものであり、公社はその履行を適時適切に確認する必要がある。</p>	<p>①について、大井町窓口センター所長は、所内会議等で関係職員に対し注意喚起した。また、平成27年12月11日に工事店会議を開催し、委託造園業者に対し、点検後の速やかな日報の提出、適切な記載を求める内容の文書により指導を行った。</p> <p>②について、小平窓口センター所長は、所内会議等で関係職員に対し注意喚起した。また、各工事店との面談等を通じ、点検後の速やかな日報の提出、適切な記載を求める内容の文書により指導を行った。さらに、平成28年1月27日に開催した工事店会議において、あらためて同様の説明、指導を行った。</p> <p>本社所管部署は、平成28年1月15日に窓口センター営繕係土木担当者を対象に開催した「土木担当者会議」にて、業務日報様式の見直しを周知徹底した。</p> <p>また、平成28年1月22日に全造園業者を対象とした工事店会議を開催し、業務日報様式の見直しや巡回点検終了後速やかに日報を提出することなどを周知した。</p> <p>上記を踏まえ、新しい業務日報による適切な記載、速やかな報告を受け、適切な履行確認を行った。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
84	都市整備局 (東京都住宅供給公社)	指定管理者への都営住宅管理総合システム貸与の管理を適切に行うべきもの	<p>局は、公社と「都営住宅等の管理に係る基本協定」(以下「協定」という。)を締結し、協定第36条により、局の保有する「都営住宅管理総合システム」(以下「システム」という。)の使用を承諾し、貸与しているシステム端末一覧は「都営住宅等指定管理業務仕様書」により表示されている。さらに、公社がこれら貸与品の使用及び移動を行う場合は、都の承諾を得ることと同条第3項に定めている。また、協定第37条第3項において、システムのオンライン端末の使用は、都から使用許可を受けた公社職員及び再委託先事業者の従業員に限定するものと定めている。</p> <p>ところで、これらのシステムの管理状況について見たところ、以下のとおり適切でない状況が認められた。</p> <p>① 都から公社に対して貸与している端末だけでなく、公社が購入した機器においてもシステムを使用している状況が確認され、公社が都の承諾を得ずシステム利用端末を増設している状況となっている。</p> <p>② システム使用の許可状況を確認したところ、公社は、システム使用者の新規及び削除登録済みの連絡を事後に行っているのみとなっており、局は、システム使用の許可を行っていない。</p>	<p>公社は、平成27年11月10日付けで局に対し公社導入端末へのシステム使用の協議とシステム使用者の使用許可申請を行った。局からの指導を受け、今後は毎年度当初に同様の協議及び申請を行う。</p> <p>局は、公社からの協議及び申請を受け、内容を確認した上で、同日付けで承諾及び使用許可を行い、是正した。公社に対し、今後は、毎年度当初に同様の協議及び申請を行うよう指導した。</p>
85	環境局 (公益財団法人東京都環境公社)	小口現金運営要領に基づき小口現金の取扱いを適正に行うべきもの	<p>公社は、小口現金の管理に関して、財務規程に基づき、小口現金運営要領を定めている。</p> <p>ところで、公社所管の東京都環境科学研究所(以下、「所」という。)の小口現金の取扱いについて見たところ、同要領では小口現金は「確実な金融機関に預け入れることを原則とする」とされているにもかかわらず、口座開設等の手続を行わないまま所において現金として保管しており、適正でない。</p> <p>公社は、小口現金運営要領に基づき小口現金の取扱いを適正に行われたい。</p>	<p>「小口現金運営要領」を遵守するため、東京都環境科学研究所など5部署において、事業所近傍の金融機関を選定し、平成28年1月中に、口座開設手続きを完了した。</p> <p>また、各執行課における口座の管理方法について「小口現金等保管要領」を新たに制定し、平成28年2月1日に、同要領を施行。各執行課に預金通帳及びキャッシュカードを配布し運用を開始した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
86	環境局 (公益財団法人東京都環境公社)	債権管理を適切に行うべきもの	<p>公社の各契約書では、代金は請求書を受領した日の翌日から30日以内に支払わなければならないが、未収金が発生してから支払までの期間は最長でも3か月となる。</p> <p>しかしながら、平成26年度末において未収金が発生してから回収しないまま3か月を超えているものがあり、その中には平成24年度以前に発生した未収金で、回収に着手できずに滞っている事例も認められた。</p> <p>これらは下記のいずれかが原因となり、生じたものである。</p> <p>① 請求書等の債権の存在を示す記録が残っていない。</p> <p>② 期日までの入金がない場合に督促が行われていない。</p> <p>③ 債務者に対して未収金の残高確認をしていない。</p> <p>公社は、債権管理を適切に行われたい。</p>	<p>監査終了後直ちに経理係において、未収金の現状を把握した。</p> <p>また、経理係から未収金情報を毎月提供し、各執行課の営業窓口より債務者に対する残高確認や必要に応じた督促を実施するという、未収金回収のルールを明確化し、平成27年11月26日に開催した契約事務説明会において全部署の庶務担係長に伝達し、同年12月より運用を開始した。</p>
87	福祉保健局 (社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会)	補助金の返還を求めべきもの	<p>局は、保育所の運営等に要する費用の一部を社会福祉法人等に対して補助している。</p> <p>この補助金の交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち異年齢児交流(小学校低学年児童受入れ)において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したため、16万3,000円が過大に交付されている。</p>	<p>過大に交付した補助金(16万3,000円)については、平成28年2月8日に法人より返還された。</p>
88	福祉保健局 (社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会)	補助金の返還を求めべきもの	<p>局は、保育所の運営等に要する費用の一部を社会福祉法人等に対して補助している。</p> <p>この補助金の交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち在宅支援活動(出前保育)において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したため、96万1,000円が過大に交付されている。</p>	<p>過大に交付した補助金(96万1,000円)については、平成28年2月18日に法人より返還された。</p>
89	福祉保健局 (社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会)	補助金の返還を求めべきもの	<p>局は、養護老人ホーム等の運営等に要する費用の一部を社会福祉法人等に対して補助している。</p> <p>この補助金の交付状況について見たところ、法人は、介護予防加算項目に係る対象者数を誤って算定したため、6万2,000円が過大に交付されている。</p>	<p>過大に交付した補助金(6万2,000円)については、平成28年2月2日に法人より返還された。</p>
90	福祉保健局 (社会福祉法人東京家庭学校)	補助金の返還を求めべきもの	<p>局は、保育所の運営等に要する費用の一部を社会福祉法人等に対して補助している。</p> <p>この補助金の交付状況について見たところ、法人は、①基本補助である在籍児童数を誤って算定した、また、努力・実績加算項目のうち②障害児保育事業(その他)知的、③アレルギー児対応、④育児困難家庭への支援及び⑤外国人児童受入れにおいて対象児童数を誤って算定したため、198万8,000円が過大に交付されている。</p>	<p>過大に交付した補助金(198万8,000円)については、平成28年2月10日に法人より返還された。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
91	福祉保健局 (社会福祉法人日の基 社会事業 団)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、保育所の運営等に要する費用の一部を社会福祉法人等に対して補助している。 この補助金の交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち、異年齢児交流（小中高生の育児体験受入れ）において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したため、60万円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（60万円）については、平成28年2月10日に法人より返還された。
92	福祉保健局 (社会福祉法人至誠学 舎立川)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、保育所の運営等に要する費用の一部を社会福祉法人等に対して補助している。 この補助金の交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち、異年齢児交流（小学校低学年児童受入れ）において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したため、9万8,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（9万8,000円）については、平成28年2月8日に法人より返還された。
93	福祉保健局 (社会福祉法人二葉保 育園)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、児童養護施設等の運営等に要する費用の一部を社会福祉法人等に対して補助している。 この補助金の交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち、心理ケア加算において加算対象者数を誤って算定したため、12万円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（12万円）については、平成28年1月25日に法人より返還された。
94	福祉保健局 (社会福祉法人青少年 福祉センタ ー)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、児童自立生活援助事業を行う施設の運営等に要する費用の一部を社会福祉法人等に対して補助している。 この補助金の交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち就労支援加算において加算対象者数を誤って算定したため、11万2,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（11万2,000円）については、平成28年3月3日に法人より返還された。
95	福祉保健局 (社会福祉法人清明 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して補助している。 ところで、努力・実績加算の項目のうち利用者の状態にあった車椅子の提供については、加算の指標として、入所者の体の状態にあった車椅子等を提供するためのマニュアル（入所者の座位保持状態のチェック方法、適当な車椅子の選択方法）の作成をした上で取組を実施していることと定められている。 しかしながら、法人の当該マニュアルを見たところ、記載すべき利用者の座位保持状態のチェック方法が記載されていないにもかかわらず、ポイントを獲得したとして加算額が交付されていることが認められた。 このため、努力・実績加算について試算すると、27万6,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（27万6,000円）については、平成28年2月17日に法人より返還された。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
96	福祉保健局 (社会福祉 法人東京都 社会福祉事 業団)	個人情報 の管理方法 や漏えい禁 止について 仕様書に定 めるべきも の	<p>小山児童学園では、平成26年度東京都小山児童学園処遇記録システム保守点検委託契約を締結している。</p> <p>本契約について見たところ、以下のとおり不適切な状況が認められた。</p> <p>都と事業団の基本協定による「個人情報の取扱に関する特記事項」において、事業団は、個人情報を適正に管理しなければならず、また、業務を再委託した場合は、再委託先に対し、個人情報の管理方法等を文書で提示しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、処遇記録システムは、園の入所児童に関する個人情報を記録するものであるにもかかわらず、園は、本契約の仕様書において、契約の履行に当たり知り得た個人情報の管理方法や漏えいの禁止について定めておらず、適正でない。</p>	<p>個人情報の管理方法や漏えい禁止については、事業団事務局より平成27年11月13日付けで各施設に対して通知し、周知を行った。</p> <p>これを受け小山児童学園においては、平成27年度の契約について、受託者に対して仕様書の一部変更について通知を行い、改めて個人情報の管理方法や漏えい禁止について指導を行った。平成28年度の契約に当たっても同様に実施する。</p>
97	福祉保健局 (社会福祉 法人東京都 社会福祉事 業団)	履行確認 を適正に行 うべきもの	<p>小山児童学園では、平成26年度東京都小山児童学園処遇記録システム保守点検委託契約を締結しており、仕様書では、処遇記録システムについて、四半期に一回定期保守点検を行うこと及び障害発生時に復旧作業を行うこととされている。</p> <p>本契約について見たところ、以下のとおり不適切な状況が認められた。</p> <p>受託者から毎月提出された業務完了届を見たところ、定期保守点検について、園は点検実施日に口頭で報告を受けたとしているが、実施した旨の記載がなく、履行が確認できないにもかかわらず、契約代金を支払っている。</p>	<p>園は、仕様書に四半期毎の定期点検実施月(6月、9月、12月、3月)を明記し、業務完了届に定期点検実施日を記載することを受託者に通知(平成27年11月17日付)した。また、履行状況確認についても書面にて提出するよう指導した。</p> <p>これにより、平成27年12月の定期点検から業務完了届と履行状況確認書の提出がされており、適切な履行確認を行っている。</p>
98	福祉保健局 (社会福祉 法人東京都 社会福祉事 業団)	A E D (自動体外 式除細動 器)の電極 パッドの交 換を適正に 行うべきも の	<p>八街学園では、心停止事故などの救命救急に使用するため、AEDを1台設置している。AEDは、消耗品であるバッテリー及び電極パッドについて、定期的に交換を実施する必要がある。</p> <p>ところで、園のAEDを確認したところ、バッテリー及び成人用電極パッドは交換が行われており、監査日(平成27.9.25)現在、使用期限は平成30年中となっているが、小児用電極パッドについては、使用期限が平成26年9月となっており、交換が行われていない。</p>	<p>AEDの電極パッドの交換については、平成27年10月8日に小児用電極パッドを購入し交換した。</p> <p>今後は「八街学園AED(自動体外式除細動器)点検表」により、電極パッドの使用期限等を定期的に点検し、再発の防止に努める。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
99	福祉保健局 (社会福祉法人東京都社会福祉事業団)	小口現金の管理を適切に行うべきもの	<p>事業団は、小口現金の取扱いについて、社会福祉法人東京都社会福祉事業団経理規程に基づき行っている。</p> <p>小口現金の処理手続は、①小口現金取扱者が、小口現金請求書等と引換えに使用者に現金を渡す。②出金があった場合は、「金銭残高金種別表」を作成し、複数の職員が確認の上、押印する。③購入後領収書等により確認し、「小口現金出納帳」に記入することとなっている。</p> <p>ところで、小口現金の取扱いについて見たところ、以下のような状況が認められた。</p> <p>(ア) 本部では、出納のあった日の金銭残高金種表を作成していない事例が散見された。また、平成26年3月31日の金種表が2つ存在し、残高が違うことからどちらが正しいものか判断できない。</p> <p>(イ) 七生福祉園では、日用品の購入について、購入時に小口現金請求書を作成しておらず、領収書のみが綴られている状況であった。</p>	<p>(ア) について</p> <p>平成27年10月から、出納のあった日に金銭残高金種別表を作成している。</p> <p>平成26年3月31日の金種表については、最初に金銭残高金種別表を作成したあと、出金金額の記載ミスに気付き、新しい金銭残高金種別表を作成したが、最初に作成したものがそのままになっていた。このようなことがないように、担当者に対する確認行為を徹底する。</p> <p>(イ) について</p> <p>平成27年11月1日から、日用品についても、購入時に小口現金請求書を作成し、その精算時においては領収書を貼付した小口現金精算書を作成することとした。</p>
100	福祉保健局 (社会福祉法人東京都社会福祉事業団)	物品に係る手続及び管理を適正に行うべきもの	<p>事業団は、障害者施設で使用する物品の管理について、物品取扱要領を定めており、指定管理料を使用して10万円以上の物品を購入した場合は、物品整理簿に記載し、物品取得報告書により都に報告すること、また、使用不適となった場合は、使用不適品報告書により報告することとなっている。</p> <p>ところで、事業団物品管理状況を見ると、次のとおり不適切な事例が認められた。</p> <p>(ア) 七生福祉園では、監査日(平成27.9.18)現在、平成26年10月に資材を購入し組み立てた菜園用ハウス(取得価格:57万円)が、物品整理簿に登載されておらず、かつ物品取得報告書も提出されていない。</p> <p>(イ) 千葉福祉園では、既に廃棄された雑具類などが局の物品管理システムに過大に登載されている。</p> <p>また、都は、これらの物品について調査及び改善の指示を行っていない。</p>	<p>(ア) について</p> <p>七生福祉園の菜園用ハウスについて、事業団において平成27年11月2日付けで物品整理簿に登載を行った。また、平成28年2月1日付けで物品取得報告書により都に報告を行った。</p> <p>(イ) について</p> <p>千葉福祉園について、平成28年2月1日付けで局において物品管理システムに過大登載されている物品を削除した。</p> <p>今後、局で物品管理システムとの突合を行うなど、物品突合手続の徹底等により適切な棚卸しに努め、物品管理を適正に行っていく。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
101	福祉保健局 (社会福祉 法人東京都 社会福祉事 業団)	指定管理 に係る支払 事務を適切 に行うべき もの	<p>都と事業団は、基本協定並びに年度協定を締結しており、年度協定には、四半期ごとの経理状況を、各四半期終了後速やかに都に報告することと定められている。</p> <p>指定管理料は、年度協定締結後事業団が四半期ごとの年間執行計画を策定し、これに基づき都へ請求することとされており、都は請求内容を精査の上、執行基準の範囲内において概算払いすることとしている。</p> <p>ところで、指定管理料の状況を見たところ、事業団は、経理状況報告を平成25年度は、各四半期終了後相当な期間を経過してから報告し、平成26年度は、一度も報告していないことが認められた。</p> <p>一方、局は、経理状況の報告を受ける前に翌四半期分を支出しており、また、処遇改善費については、第1四半期に年間分を支出し、年度終了後に一部が返還されていることから、年間を通じて使用されていない金額があることが認められた。</p> <p>これらのことから、局は、年間執行計画と執行状況の精査をせずに指定管理料を支出し、不要不急の資金交付をしている。</p>	<p>事業団においては、平成26年度の経理状況報告について、早急に東京都に提出した。平成27年度第1四半期分以降、各四半期終了後、速やかに経理状況報告を局に提出している。</p> <p>局においては、平成28年度以降の指定管理料支出は、事業団から四半期毎に経理状況報告を受け、東京都にて審査した後に、次期四半期の指定管理料を支出するよう、改めることとした。また、年度協定の別記様式1の請求書に内訳を記載する欄を新たに設け、適切に審査できるよう改めることとした。</p>
102	福祉保健局 (日本赤十 字社など6 団体)	補助金に おける消費 税の取扱い を適正に行 うべきもの	<p>国や都では各種の補助金交付要綱等で、確定申告により消費税仕入控除税額が確定した場合には事業者は速やかに報告を行うこと、報告後、補助金に見合う分の消費税仕入控除税額の返還義務が生じる場合があることを補助金交付決定の条件として定めている。</p> <p>ところで、認定がん診療病院機能強化事業補助金、がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金、専門医認定支援事業補助金の3件の補助金における消費税仕入控除税額の取扱いを見たところ、確定申告後の消費税仕入控除税額の報告及び返還義務について要綱等に定めがなく、適正でない。</p>	<p>補助金における消費税の取扱いについては、総務部契約管財課より平成28年1月18日付けで各部に対して通知し、周知を行った。</p> <p>医療政策部において、仕入控除の審査から国への返還までを適正に行えるよう事務手続きの流れや消費税の考え方等、部内へ周知を行った。さらに、消費税仕入額控除税額の報告及び返還義務について要綱等に定めがない補助金について要綱改正を行った。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
103	産業労働局 (公益財団法人東京観光財団)	補助対象経費の算定を適正に行うべきもの	<p>局は、財団に対してウェルカムカード作成等事業及び観光情報発信事業について、要綱に基づき、それぞれ補助金を交付している。ウェルカムカード作成等要綱及び観光情報発信要綱によると、補助金の額は補助対象経費の10分の10以内となっているが、事業実施に伴い得られた広告収入額については、その2分の1の額を補助対象経費から控除している。</p> <p>しかしながら、財団からの実績報告におけるこれらの広告収入額を見ると、ウェルカムカード作成等事業については、平成25年度は150万円、平成26年度は250万円が補助対象経費から控除されていなかった。</p> <p>また、観光情報発信事業についても、平成25年度は50万円、平成26年度は85万円が控除されていなかった。</p> <p>これらは、財団が、補助金の確定時における実績報告書において控除すべき広告収入額の算定を誤ったためであり、また、局においても補助金の審査が不十分であったことによるものである。</p> <p>財団は、補助金対象経費の算定を適正に行うとともに、誤って受領した補助金を返還されたい。</p> <p>局は、補助金交付額の確定に当たり審査事務を適正に行うとともに、財団に対して補助金の返還を求められたい。</p>	<p>財団は、誤って受領した補助金を返還する旨を局に具申し、平成28年1月6日付けで補助金の返還を行った。</p> <p>今後の実績報告に当たっては、事業所管課及び経理所管課の2部門において、それぞれ担当者と係長が二重に報告書の内容確認を行うよう体制を強化し、人的ミスによる再発防止を図った。</p> <p>また、局から、平成27年12月に観光部が整備した補助金検査マニュアルと、財務局主催の平成27年度補助金交付適正化研修資料の提供を受けた。これを全職員に配布・周知し、補助事業を行う上で具体的に留意すべき点について把握・徹底させ、体制強化を図った。</p> <p>今後は、都が行う会計実務や補助金に係る研修に、経理担当・事業担当を積極的に参加させ、職員個々の意識向上や知識涵養に努める。</p> <p>局は、平成28年1月5日付けで当該補助金に係る交付決定一部取消しを行い、金額を誤って交付した補助金について財団に返還を求め、同月6日付けで財団からの返還を確認した。</p> <p>その上で、平成28年2月17日付けで当該2事業に係る補助金交付要綱を改正し、実績報告の様式を改めた。これにより、平成27年度事業報告から、実績報告における控除すべき広告収入額の算定方法及び経理が明瞭化された。</p> <p>また、観光部において平成27年12月に補助金検査マニュアルを整備して部内に周知し、補助金検査における実務上の留意点を各職員に徹底した。</p> <p>今後は、マニュアルの活用や研修参加を積極的に促し、適正な事務の推進と体制強化に努めていく。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
104	産業労働局 (公益財団法人東京観光財団)	補助金の実績報告を適正に行うべきもの	<p>局は、財団に対して、ウェルカムカード作成等事業及び観光情報発信事業について、要綱に基づきそれぞれ補助金を交付している。これら2事業について財団は、事業実施のため業務委託を行っている。これらの委託契約は、平成25年度に契約を締結し、同年度中に履行完了している。この委託経費について、財団は、平成25年度の補助金として申請し実績報告すべきところを、誤って平成26年度の事業として実績報告を行い、局も誤って平成26年度の補助金として32万1,720円を支出していることが認められた。</p> <p>しかしながら、平成25年度に実施した事業について、平成26年度の補助事業とすることは適正でない。</p> <p>財団は、補助金の実績報告を適正に行うとともに、年度を誤って申請し、受領した補助金を返還されたい。</p> <p>局は、補助金交付額の確定に当たり審査事務を適正に行うとともに、財団に対して補助金の返還を求められたい。</p>	<p>財団は、年度を誤って受領した補助金について、その経理処理の誤り及び当該補助金に係る返還を局に具申し、平成28年1月13日付けで返還を行った。</p> <p>また、局から、平成27年12月に観光部が整備した補助金検査マニュアルと、財務局主催の平成27年度補助金交付適正化研修資料の提供を受けた。これを全職員に配布・周知し、補助事業を行う上で具体的に留意すべき点について把握・徹底させ、体制強化を図った。</p> <p>今後は、都が行う会計実務や補助金に係る研修に、経理担当・事業担当を積極的に参加させ、職員個々の意識向上や知識涵養に努める。</p> <p>局は、平成28年1月4日付けで当該補助金に係る交付決定一部取消しを行い、金額を誤って交付した補助金について財団に返還を求め、同月13日付けで返還を確認した。</p> <p>また、観光部において平成27年12月に補助金検査マニュアルを整備して部内に周知し、補助金検査における実務上の留意点を各職員に徹底した。</p> <p>今後は、マニュアルの活用や研修参加を積極的に促し、適正な事務の推進と体制強化に努めていく。</p>
105	中央卸売市場 (東京多摩青果株式会社など3会社)	誤算定により過大に交付した補助金の返還を求めべきもの	<p>平成26年度の管理衛生費補助金交付において、東京多摩青果株式会社が開設する東京都東久留米地方卸売市場への補助金交付の算定計算を誤り、17万5,000円の過大交付があった。</p> <p>これは、補助金の算定において、関係帳票等の確認を入念に行わず、基本的な事務処理を誤ったためである。</p>	<p>補助金の返還については、平成28年1月7日に会社に対し、過大となっていた補助金についてその経緯を説明し了解を得て、同年2月23日付けで会社に対し返還手続に係る文書を送付し、同年3月3日に納付済であることを確認した。</p> <p>今後の再発防止に向け、補助金事務を行う際には、担当者はじめ複数の者による算定帳票の確認を行うよう、チェック体制を見直した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
106	建設局 (公益財団法人東京動物園協会)	通用門の施錠管理を適切に行うべきもの	<p>協会は、協会が管理運営している恩賜上野動物園において、夜間警備の業務委託（実施時間：17時15分から翌日8時30分まで）を実施している。</p> <p>本契約の仕様書によれば、園内施設定期巡回を4回（18時、22時、2時、6時）実施し、その際に南京錠で施錠管理している10か所の通用門（園外と通じている出入口）の施錠確認等も行うこととしている。</p> <p>通用門の南京錠の鍵は、ほぼ全員の園職員に貸与されており、職員は開錠と同時に必ず施錠もしなければならない。</p> <p>しかしながら、受託者による警備報告書を見たところ、10か所の通用門のうち7か所について、施錠忘れが記載されていることが認められた。また、協会は、夜間警備日誌により施錠忘れの報告を受けているにもかかわらず、A門及びB門については、施錠忘れが繰り返されており、こうした状況が不法侵入のリスクを生じさせている。</p>	<p>通用門の施錠管理については、直ちに各通用門に施錠の徹底についての注意喚起の掲示を行うとともに、各課の業務会議等を通じて園職員全員に施錠の徹底について指導した。</p> <p>なお、南京錠で施錠されている職員用の通用門に関し、変更が困難なもの以外について、平成28年度中を目途に順次オートロック式の錠に変更する予定である。</p>
107	交通局 (株式会社東京交通会館)	契約に基づき土地の管理を適正に行うべきもの	<p>会社は、局と土地の賃貸借契約を締結し、土地を借り受けており、当該土地について、Aと自動車駐車場契約を締結している。</p> <p>ところで、自動車駐車場契約の内容と実際の当該土地の使用状況を見たところ、以下のとおり適正でない状況が見受けられた。</p> <p>① 会社が、Aと締結した篠崎の自動車駐車場契約は、来客用自動車4台を駐車させるものであるにもかかわらず、実際は、当該土地全体が駐輪場として使用されていた。</p> <p>これについて確認したところ、AがBに当該土地全体を駐輪場として運営管理させていることが認められ、会社は、自動車駐車場契約の内容と実際の使用状況とが異なることを認識しながら、放置している。</p> <p>また、会社と局の土地の賃貸借契約によれば、当該土地に施設物を設置するときは、局の承認を受けなければならないとされているが、Bが当該土地に駐輪施設を設置していることを会社は認識しているにもかかわらず、局の承認を受けていない。</p> <p>② 会社が、Aと締結した瑞江の自動車駐車場契約は、来客用自動車15台を駐車させるものであるが、実際は、駐車場の一部が駐輪場に変更され、当該土地全体は、駐輪場・駐車場として使用されていた。</p> <p>これについて確認したところ、AがBに当該土地全体を駐輪場・駐車場として運営管理させていることが認められた。</p> <p>会社は、自動車駐車場契約の内容と実際の当該土地の使用状況とが異なることを認識しながら、放置している。</p>	<p>① 会社は、局に平成28年1月20日付けで篠崎の土地賃貸借契約について、転貸禁止事項の解除等に関する協議願を出し、局から同日付けで転貸禁止事項の解除及びAへ転貸することの承諾、並びに施設物設置の承認の回答を受けた。これを受け、会社とAは、駐輪場利用のための土地賃貸借契約（「駐輪場利用契約書」）と覚書を同日付けで締結した。以上により、契約内容と実際の使用状況が異なることを是正し、施設物の設置について局の承認を受けた。</p> <p>② 会社は、局に平成28年1月20日付けで瑞江の土地賃貸借契約について、契約条項第7条に基づきAへの転貸に関する協議願を出し、局から同日付けで承諾の回答を受けた。この承諾を受け、当社とAは、駐車場等利用のための土地賃貸借契約（「駐車場等利用契約書」）と覚書を同日付けで締結し、契約内容と実際の使用状況が異なることを是正した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
108	交通局 (株式会社 東京交通会館)	委託業務費用の返還を求めべきもの	<p>局は、会社と「東京交通会館の建物等の維持、管理、修繕、使用等に関する協定」(以下「協定」という。)を締結して、局の建物持分割合に応じた警備保安係の人件費等、維持管理に要した経費とその額の10%相当額の管理委託料を合算し、業務委託費用として会社へ支払っている。</p> <p>また、業務委託費用額については、毎年度、前年実績に基づき会社で算定し、局がこれを確認した上で、5、8、11、2月の4回に分けて会社に支払っている。</p> <p>ところで、平成25年度と平成26年度の実績額を確認したところ、受付業務に係る案内係の人件費について、普通傷害保険(従業員災害補償プラン)の年額保険料を誤って月額保険料として算定していることが認められた。また、警備保安係の人件費の算定について、端数処理の誤りが認められた。</p> <p>その結果、平成25年度の実績算定は26万9,558円、平成26年度の実績算定は20万3,439円がそれぞれ過大となっており、平成25年度分は過大額の全額、平成26年度分は、監査日(平成27年9月26日)現在、過大額のうち10万1,720円が過大支出となっている。</p>	<p>平成26年度実績分の業務委託費の過大支出額は、平成28年1月28日付けで協定を改定し、平成28年2月29日支出の業務委託費第4四半期分の支払で精算した。</p> <p>また、平成25年度実績分の過大支出額については、平成28年2月29日付けで、会社が局へ返還を行った。</p> <p>局が会社から業務委託費の請求を受ける際には、会社は経費算定の基礎となる資料も提出することとし、局が業務委託費の確認を適正に行えるようにした。会社では、今後算定ミスをなくすために、積算フォーマットの見直しやダブルチェック体制の確立を行った。</p>

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
109	都市整備局 (首都高速 道路株式会 社)	高速道路 上における 作業場(保安 施設)に関 する仕様書 類への記載 について	<p>会社は、高速1号羽田線のコンクリート桁橋において耐震性を向上させるため、「(改) 支承・連結装置耐震性向上工事1-104(2)」(工事場所:港区海岸二丁目他、変更後工期:平成21.10.17~平成28.3.23、契約金額:42億3,475万4,359円)の工事請負契約を締結している。</p> <p>ところで、会社の土木工事共通仕様書によると、安全衛生管理に関して、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年建設省経建発第1号。以下「要綱」という。)を守らなければならないとしている。要綱では、公衆が誤って作業場に立ち入ることのないようさく等を設置し、作業場の範囲を明確にしなければならないと定めている。</p> <p>高速道路上の作業場(保安施設)は、本工事の特記仕様書に記載がないため、共通仕様書に従い、要綱に適合するように設置しなければならない。</p> <p>しかしながら、本工事の高速道路上の作業場(保安施設)に関する工事記録写真についてみると、セイフティコーンのみ広い間隔で設置していた。これは、会社が個別に警察と協議したものであるが、共通仕様書に適合せず、特記仕様書に特段の記載もないことから、それぞれが整合していない。</p> <p>会社は、高速道路上における作業場(保安施設)に関する仕様書類への記載について検討が望まれる。</p>	<p>会社は、本件意見・要望事項の趣旨を踏まえ、高速道路上の保安施設は「高速道路上工事の保安施設実施要領」(以下「要領」という。)を適用する旨、特記仕様書に明記することを、平成27年10月30日及び同年12月1日に工事担当局の審査担当課に周知徹底した。</p> <p>さらに、特記仕様書への明記及びチェックリストによる確認の徹底に関する文書を、平成27年12月18日に本社から工事担当局に発出するとともに、同年12月24日に工事担当局の課長級を招集し、対策の徹底を指示した。</p> <p>加えて、平成28年2月に土木工事共通仕様書を一部改訂し、高速道路上の保安施設について要領を適用することを明示した。</p>

〔平成27年行政監査(庁舎及び都民利用施設における都民サービスについて)〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
110	財務局	誰もがトイレ等を利用しやすいよう適切に情報を提供すべきもの	<p>局は、都庁舎の全面的な改修工事を順次行っており、誰もが安全で快適に利用できるように配慮したユニバーサルデザインの考えに基づき設備更新等を進めている。</p> <p>ところで、都庁舎の設備を見たところ、監査日(平成27. 11. 6)現在、車椅子利用者用トイレ、オストメイト対応設備、ベビーベッド及びベビーチェアについて、都庁見学案内のホームページと現況とで異なっている状況が見受けられた。</p> <p>また、工事に伴い、サイン改修も順次実施しているが、オストメイト対応設備が設置されているトイレでその表示がないものについては、工事中も、現在必要とする来庁者が認識できるよう表示すべきである。</p> <p>さらに、ベビーベッド及びベビーチェアが設置されているトイレで女性用にしか設置されていない箇所については、その場に男性来庁者も利用できる他所の案内も表示しておくべきである。</p>	<p>ホームページについては、都庁舎改修の進捗状況を踏まえ、正確な情報を記載した東京都庁バリアフリーマップ(英語併記)を速やかに掲載するとともに、受付案内でも配布している。</p> <p>案内表示についても、サイン改修を順次実施しつつ正式なサイン設置までの間、仮サインを表示した。</p> <p>引き続き、来庁者への丁寧かつ的確な案内を実施するとともに、改修の進捗にあわせ迅速かつ適切に情報を提供していく。</p>
111	環境局	利用者への情報提供を適切に行うべきもの	<p>局は、秩父多摩甲斐国立公園の御岳溪谷に吉野氷川線(ハイキングコース)を整備し、遊歩道、橋梁、休憩舎、トイレ、駐車場等の自然公園施設を設置し、管理している。</p> <p>ところで、局のホームページを見たところ、吉野氷川線に係るトイレ、休憩舎、駐車場等の自然公園施設の所在や設備について掲載がなく、利用者が情報を得ることができない状況となっていた。</p> <p>局は、自然とのふれあいの場である自然公園の利用を促進するため、自ら施設を設置し管理を行っているにもかかわらず、ホームページ上で施設の所在や設備について情報提供を行っていないことは適切でない。</p>	<p>平成27年11月24日付けで環境局のホームページに吉野氷川線の自然公園施設の所在や設備について掲載した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
112	福祉保健局	最寄駅から児童相談所への案内表示に配慮すべきもの	<p>杉並児童相談所及び北児童相談所は、最寄駅から徒歩10分程度で、ともに駅前の幹線道路から住宅地内に入り込んだ場所に立地している。</p> <p>しかしながら、最寄駅構内にある周辺案内図及び幹線道路から住宅地へ向かう交差点に地元区が設置した案内板を見たところ、</p> <p>① 駅構内の周辺案内図については、杉並児童相談所は記載されていないこと</p> <p>② 区が設置した案内板については、北児童相談所は記載されていないことが確認された。</p> <p>両児童相談所へ初めて訪れる来庁者にも最寄駅からの経路がわかりやすいよう、各案内表示を管理する関係機関へ積極的に掲載を依頼するなどの働きかけをすべきである。</p>	<p>駅構内の周辺案内図への掲載依頼を行い、平成28年2月現在、児童相談所名が表示されている。</p> <p>区が設置した案内板への掲載依頼を行い、平成28年2月現在、児童相談所名が表示されている。</p>
113	福祉保健局	プレイルームの空間づくりに係る配慮を徹底すべきもの	<p>「児童相談所運営指針」によれば、児童相談所の各部屋の配置に当たっては、子供等が心理的に安心できる空間づくりに配慮することが望ましい旨定められている。</p> <p>ところで、多摩児童相談所のプレイルームを見たところ、ドアの上窓等にブラインドが設置おらず、向かいの民間ビルからの視界が閉ざされていない状況が認められた。</p>	<p>子供等が心理的に安心できる空間づくりに配慮し、カーテンを設置した。</p>
114	建設局 (西武・武蔵野パートナーズ)	ホームページの記載内容を適切に更新すべきもの	<p>指定管理者が管理するホームページ「むさしのの都立公園」を見たところ、次のとおり、問題点が認められた。</p> <p>ア ホームページに掲載されている公園のうち8公園について、マップに示されている記号の凡例がなく、トイレを表す●や、だれでもトイレを表す★などの記号が何を示しているのか読み取れない。</p> <p>イ 武蔵野中央公園について、正面口付近にあるバス停の名称は「武蔵野中央公園」であるが、ホームページの公園マップでは、監査日(平成27.10.28)現在、「八幡町」となっている。</p>	<p>ア 指摘のあった8公園について、マップデータを更新した。</p> <p>イ 武蔵野中央公園の公園マップデータは指摘後直ちに修正した。</p>
115	建設局	苦情・要望の対応状況を適切に管理すべきもの	<p>西部公園緑地事務所では、直営で管理している井の頭恩賜公園に対する苦情・要望について、苦情等受付者が作成した「苦情・要望管理シート」等の個票を各担当者、各係長及び管理課長に回覧し、対応を行っている。</p> <p>これらの個票を見たところ、苦情等受付時の処理内容のみが記載され、その後の処理状況や結果が記載されておらず、対応結果は、担当者に個別に問い合わせなければわからない状況となっていることが認められた。</p> <p>このため、苦情・要望の傾向や対応状況を組織的に把握し、情報共有する必要がある。</p>	<p>平成28年1月以降、対応結果について管理課長及び関係課長代理が確認を行う一覧表を作成し、的確に苦情・要望対応を行うとともに、対応結果の把握・情報共有を行っている。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
116	建設局	苦情等の対応状況の確認を行い、業務に反映させる仕組みを機能させるべきもの	各公園緑地事務所は、指定管理者に対して「管理運営月報」による報告を求め、管理運営状況について確認・分析を行っている。 そこで、指定管理者から報告されている各種報告、苦情・要望・意見及びその対応状況について見たところ、西部公園緑地事務所所管の公園について、苦情・要望・意見に係る対応状況が報告されているものの、「検討する旨伝えた」などとする記載であり、最終的な処理・措置状況の記載がない。 局は、苦情等について、その処理・措置状況など、指定管理者が適切に管理運営業務へ反映しているかを確認する必要がある。	各指定管理者に対し、継続案件を明確にし、処理状況を進行管理しやすくするよう、毎月の報告の様式に苦情・要望への最終的な処理・措置状況を記載するよう平成27年12月16日に指示し、同年12月の報告から実施した。
117	建設局	利用者ニーズの把握及び業務への反映に向け、報告内容を適切に確認すべきもの	指定管理者から提出される「管理運営月報」は、入園者数のほか、問合せ、苦情、要望・激励の件数などが記載されている。そのうち、要望・激励の件数は、要望及び激励を合算して報告する様式となっており、その内訳を記載するものとなっていない。 このため、西部公園緑地事務所では、指定管理者に内訳がわかる資料を提出させているが、東部公園緑地事務所はこれを行っておらず、指定管理者制度を導入している所管の都立公園に係る要望・激励の内訳（件数、内容）が不明となっている。 要望は対応を要するものであり、また、利用者ニーズとして指定管理者の管理運営業務及び局の業務に反映するものであることから、利用者ニーズの把握及び業務への反映について、効率的・効果的に行う必要がある。	要望の報告件数については、指定管理者に対して指導を行い、平成27年12月分履行確認から、任意項目である激励と分けて記載するように改めた。また、要望の内容については、別紙で全件を報告するよう改めた。
118	建設局	意見箱の設置により利用者ニーズの把握の充実を図るべきもの	各都立公園では、利用者満足度調査のほか、常時かつ気軽に意見・要望等を寄せられるよう意見箱を公園の管理所に通年設置するなどして、幅広く利用者ニーズの把握に努めている。 しかしながら、西部公園緑地事務所が直営管理している井の頭恩賜公園においては、管理所など公園内に意見箱を設置しておらず、また、ホームページなどに意見・要望等を寄せられるような代替手段もない。 簡便に幅広く利用者ニーズを把握する一手段である意見箱の設置は、通年に渡り幅広く利用者ニーズを把握し、当該公園の管理運営及び所管公園の指定管理状況の確認・指導業務に反映させるための重要な手段である。	利用者ニーズを把握するため、平成27年12月2日に井の頭恩賜公園案内所入口に「ご意見箱」を設置し、毎日投書の有無を確認している。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
119	港湾局	園路の現況を正確に情報提供すべきもの	<p>海上公園では、誰もが利用しやすいものとするため、案内板においても、公園の現況に合わせ、様々な工夫がなされている。</p> <p>ところで、大井ふ頭中央海浜公園に設置されている各案内板については、車椅子での通行が可能な園路として、車椅子用ルートが記されている。</p> <p>当該ルートを確認したところ、なぎさの森エリアにおいて、なぎさの森管理事務所からしおじ磯に向かうルートの一部に、介添者の支えがないと車椅子での通行が困難な急勾配があった。</p> <p>しかしながら、このような場所があることは案内板からは確認できず、公園利用者の利便性が低下する状況となっているため、正確な情報を提供する必要があります。</p>	<p>今回指摘のあったなぎさの森エリアのルートについては、平成27年11月、公園内の案内板全てに、「このルートは介助者の同伴が必要です」のシールを貼付することにより案内表記の修正を行った。</p>
120	港湾局	苦情等の対応状況の確認を行い、業務に反映させる仕組みを機能させるべきもの	<p>東京港管理事務所は、指定管理者に対して「管理運営月報」による報告を求め、管理運営状況について確認・分析を行っている。</p> <p>そこで、指定管理者から報告されている各種報告、苦情・要望・意見及びその対応状況について見たところ、苦情・要望に係る対応状況が報告されているものの、「検討する旨伝えた」などとする記載であり、最終的な処理・措置状況が記載されていない。</p> <p>局は、苦情等について、その処理・措置状況など、指定管理者が適切に管理運営業務へ反映しているかを確認する必要があります。</p>	<p>平成28年1月29日に東京港管理事務所内において、海上公園指定管理者月例会を開催し、苦情等対応票で報告のあった案件のうち継続して対応を要するものについて、新たに「苦情等対応経過報告書」の様式を定め、月例報告に添付するように指定管理者に指示した。</p> <p>今後は、月例報告に添付させることにより対応状況の確認を行い、必要に応じて業務に反映させていく。</p>
121	港湾局	利用者ニーズの把握及び業務への反映に努めるべきもの	<p>指定管理者から提出された「管理運営月報」では、問合せ・苦情・要望の件数が報告されており、苦情・要望については、その内容及び対応について別様式により報告されているが、問合せについては、その内容及び対応について報告を求めている。</p> <p>ところで、葛西海浜公園では「主な月間問い合わせ内容の一覧」を提出しており、この内容について見たところ、駐車場案内に関するものが12か月中6か月報告されている。駐車場案内については、隣接する建設局所管の葛西臨海公園の駐車場を案内しており、その内容を局発行の「海上公園ガイド」及びホームページに記載することが有効である旨を実地監査で説明したところ、局は、葛西海浜公園のホームページを改訂した。</p> <p>このように、問合せもニーズの一端であり、指定管理者の管理運営業務及び局の管理業務に反映させ、サービスの向上を図るものもあることから、利用者ニーズの把握及び業務への反映について、効率的・効果的に行う必要がある。</p>	<p>平成28年1月29日に東京港管理事務所内において、海上公園指定管理者月例会を開催した。</p> <p>この月例会において、葛西海浜公園以外の指定管理者についても、同じ内容の問合せが多いものについて、「主な問合せ内容及び対応事例」の様式を使用し、月例報告の際に報告するよう指定管理者に指示した。</p> <p>今後は、利用者ニーズを把握し、問合せの多いもの等について必要に応じて指定管理者のホームページやパンフレット等に掲載させるなど管理業務へ反映していく。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
122	警視庁	施設の利用状況に合わせて速やかに案内図を更新すべきもの	<p>江東運転免許試験場は、地上5階地下1階の庁舎であり、「各階の施設や取扱業務の案内」と「当該階のレイアウト」とを表示した案内図が各階に設置されており、利用者に対する利便性の向上が図られている。</p> <p>ところで、試験場内に掲示されている案内図を確認したところ、監査日（平成27.10.29）現在、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 2階では、レイアウト表示部分にガムテープ等が貼られて当該階のレイアウトがわからない ② 3階では、フロア改修等で新たに設置された講習室2室が表示されていない ③ 5階では、当該階施設の表示内容が他階の案内図表示と異なる <p>など、実際の利用状況と異なっている部分が認められた。</p> <p>庁は、施設の利用状況に合わせて速やかに案内図を更新されたい。</p>	<p>案内図については、監査日以降、速やかに、施設の現状に合うよう文字テープにより修正を行った。</p> <p>更に、より利用者にとってわかりやすいものとするよう、平成28年2月13日に案内図の更新を行った。</p>

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
123	建設局	施設改修要望に係るサービス向上のための共通認識づくりについて	<p>局は、自らが実施する各公園施設の大規模改修について、各指定管理者に毎年度、施設改修要望を提出させている。</p> <p>しかしながら、施設改修要望に対する結果についてフィードバックする仕組みはあるものの、予算措置されたもの中心の内容となっており、予算要求を延期したものや予算化されなかったものについては、これらに対する局の評価、実施方針、実現の見通しなどの情報が、各指定管理者に提供されていない事例が見受けられた。</p> <p>局から情報を得られた場合には、指定管理者が自ら行う維持管理の中で、代替的な方策を検討し創意工夫をして改善に取り組んでいる事例（府中の森公園：トイレのベビーベッド設置など）もあることから、施設改修要望について、指定管理者と積極的に意思疎通を行い、サービス向上のための共通認識を高める必要がある。</p>	<p>局は、平成28年1月21日に指定管理業務に関する説明会において、施設改善要望に係る情報共有を深め、指定管理業務へ反映していくことを各指定管理者に要請した。</p> <p>また、平成28年2月5日の予算説明会において、指定管理者に対して予算要求の結果などについても積極的に意思疎通を図り、共通認識を高めることを東部公園緑地事務所及び西部公園緑地事務所の職員に周知徹底した。</p>
124	港湾局	施設改修要望に係るサービス向上のための共通認識づくりについて	<p>局は、自らが実施する各公園施設の大規模改修について、各指定管理者に、毎年度、当該事案について施設改修要望を提出させているが、これには、遊具を始めとする安全確保のための補修・更新も含まれている。</p> <p>しかしながら、これらの指定管理者からの施設改修要望に対する結果について、月例連絡会などフィードバックする仕組みはあるが、一部、各指定管理者に提供されていない事例が見受けられた。</p> <p>施設改修要望に対する局の評価、実施方針、実現の見通しなどの情報を得られた場合には、指定管理者が自ら行う維持管理の中で、代替的な方策を検討し創意工夫をして改善に取り組んでいるもの（大井ふ頭中央海浜公園：第二球技場の故障した電光掲示板に代わる簡易デジタル時計を措置した例）もあることから、予算に関する情報提供には限界はあるものの、施設改修要望について、局の評価、実施方針、実現の見通しなどの情報を可能な範囲で提供し、指定管理者の果たすべき役割などを明確に示すことで、サービス向上のための共通認識を高める必要がある。</p> <p>局は、施設改修要望に係るサービス向上のための共通認識を高めることが望まれる。</p>	<p>平成28年1月29日に東京港管理事務所内において、海上公園指定管理者月例会を開催し、指定管理者に対し、平成28年度予算項目及び平成27年度不調になった案件を記載した「平成28年度 都施工案件（既設公園改修）」一覧表を配布することにより、平成28年度執行予定の案件等について、共通認識を図った。</p> <p>さらに、指定管理者からの「改修等要望箇所一覧表」に基づき、指定管理者とヒアリングを行い、可能な範囲で今後の見通しについて説明を行っている。</p> <p>今後も、指定管理者から改修等要望を受けた案件の予算化状況について、月例会や電子メール等も活用しながら、可能な限り早い段階での情報提供、情報共有を行い、サービス向上のための共通認識を高めていく。</p>